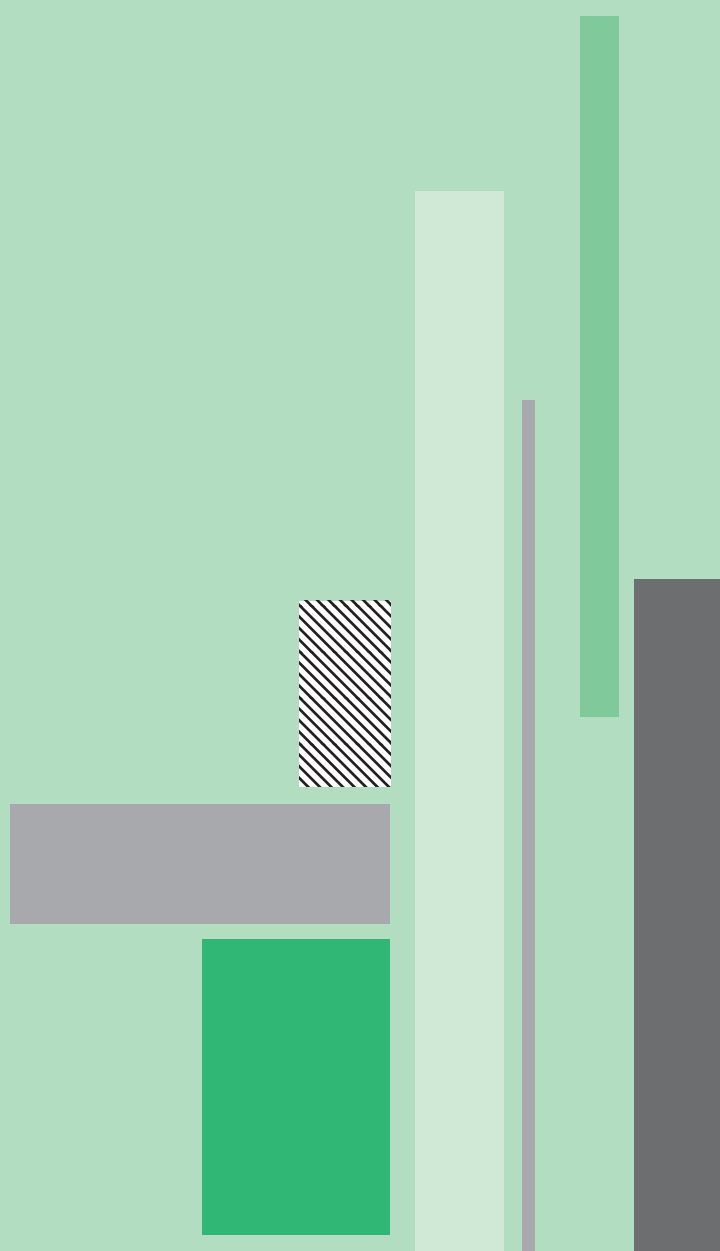


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2012年9月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2012年9月定例県議会（2012年9月24日～10月15日）

1. 柳下礼子県議の本会議一般質問（2012年10月1日） …… 2
2. 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（2012年10月9日） ……18
3. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2012年10月9日） ……22
4. 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2012年10月11日） ……26
5. 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における
村岡正嗣県議の質疑（2012年10月11日） ……29
6. 知事提出議案に対する反対討論（2012年10月15日） ……31
7. 議員提出議案に対する反対討論（2012年10月15日） ……33
8. 議案及び請願に対する各会派の態度 ……35
9. 記者発表 2012年9月県議会の閉会にあたって（談話） ……38

要望・申し入れ・談話

- ・ 求職者支援制度についての申し入れ（2012年7月9日） ……40
- ・ 地方自治法の一部改正に伴う条例改正について（2012年9月24日） ……41

2012年9月定例県議会

1 柳下礼子県議の本会議一般質問

2012年10月1日

1. 地域医療の崩壊を防ぐために
 - (1) 医師確保対策に本腰を入れよ（知事、保健医療部長）
 - (2) 患者の立場に立ち、県立小児医療センターの移転計画撤回を（知事、病院事業管理者）
2. 障害者の願いに応え、障害者総合支援法の撤回と入所施設の整備を（知事、福祉部長）
3. 木造仮設住宅はじめ県産材への支援強化を（知事、農林部長）
4. 原子力発電からの撤退と、自然エネルギーの普及を（知事、環境部長）
5. 県立浦和・久喜図書館の廃止計画について（教育長）
6. 国の存亡に関わる環太平洋経済連携協定（TPP）参加に反対せよ（知事）
7. 米軍・自衛隊基地被害から住民を守るために、正確な情報を早くつかみ、県民への公開を（知事、企画財政部長）



一般質問に立つ柳下礼子議員

8. 県民の暮らし、地域経済を守るために消費税増税撤回を（知事、総務部長、産業労働部長）

1. 地域医療の崩壊を防ぐために

- (1) 医師確保対策に本腰を入れよ

柳下礼子県議 日本共産党の柳下礼子です。周産期、小児科医療機関が次々崩壊の危機に見舞われています。私は、最初に、埼玉県地域医療を守るため、緊急かつ重大な課題である医師確保対策について質問します。

独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院の2名の新生児担当医師の退職で、周産期医療がこの10月から休止します。地元では不安の声が広がっています。近隣の五市長から、存続のための要望が上がりました。院長は、必死に後任探しに動いておられます。

まず、県立小児からの派遣も視野に入れ、新生児担当医師の確保に病院とともに努力してほしい。

また、医師を派遣する大学に3千万円補助する寄附講座制度も積極的に活用すべきと思いますが、2点、保健医療部長よりお答えください。

問題は、西埼玉中央病院だけにとどまりません。熊谷総合病院、さいたま赤十字病院、また志木市民病院、県立小児医療センターで、周産期、小児科、麻酔科医師が大量退職しています。県内各地の小児二次救急輪番は、いつまでたっても埋まりません。医師がいないため救急支援病院が年々減少し、搬送先が見つからないために30回以上病院に問い合わせたケースもあります。病院勤務医の勤務状況は厳しく、3割近くが1か月間休暇も取れない状況にあります。人口当たりの医師数では埼玉県は全国最下位ですが、その結果、病院勤務医、とりわけ小児科、周産期、救命救急は危機

的な状況に陥っているのです。知事は、こうした現実を深く認識すべきです。いかがでしょうか。

私は、この問題の根本的解決のためには、県立大学に医学部の設置が必要だと考えております。この間、確かに政府は、大学医学部に全国で1,300人の定員増を行ってきました。しかし、現在埼玉県の人口当たりの医師数は、OECDいわゆる先進諸国の半数程度であり、これに追いつくには1万人以上の増員が必要となるのです。47都道府県で1,300人程度の増員で、これだけの遅れは取り戻せません。しかも、政府は今後医学部新設は行わず、既存医学部への増員で対応するとしています。埼玉では、この対象となる医学部は埼玉医大1つで、東京都は13大学と大きく差が生まれています。医学部を県内に新設して、養成機関の偏在を正していかないことには、自立した医師確保は実現しません。この点で、県は国の動向を注視すると言っていますが、国に対して攻勢的、積極的に働き掛けていただきたい。知事、医学部の新設を要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、当面の医師確保は緊急の課題です。私は、県の医療再生計画にもある、医師確保が困難な地域の拠点病院への医師の派遣や若手医師のキャリア形成を支援する新たな組織を早急に創設すべきと考えますが、部長の答弁を求めます。

また、医師確保の中心は研修医の獲得です。埼玉県は、400人の研修医の枠の半分程度しか研修生が来ておりません。そこで提案ですが、第1に、研修生を中小病院でも迎え入れるため、複数の病院での研修医受入れを可能とすべきと考えます。第2に、県外医学部に学ぶ学生の奨学金制度導入は高く評価できますが、減免要件として一部特定地域での勤務を義務付けております。医療過疎は全県に広がっていることから、地域の限定を緩和すべきと考えますがいかがでしょうか、部長答弁をお願いします。

上田清司知事 まず、地域医療の崩壊を防ぐためにお尋ねのうち、医師確保対策に本腰を入れよ

についてでございます。

人口10万人当たりの医師数は、人口の多い県ではどうしても低くなる傾向がございます。本県の医師の総数は1万259人で、全国八位であります。特に、医師数は平成12年から10年間で2,118人増加し、この間の増加数は全国6位、増加率では全国3位となっています。しかし、小児科、産科、救急などの特定の診療科において医師の確保が困難な状況になっておることは事実であります。このことが大変喫緊の課題であるという認識を持っております。

次に、医学部の新設の要望についてでございます。

国の今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会では、医学部新設の議論をしていますが、賛成、反対の両者の溝が埋まっておりません。また、平野文部科学大臣は、当面の医師不足の解消には、既存医学部の入学定員の拡大で対応すると明言しており、これまでの国の方針に変化がありません。

しかし、現在、埼玉県では医学部設置の可能性を含めた調査検討を行っております。今年度は、医療、介護ニーズの将来推計、医療提供体制の課題分析、10年、20年後の医師の需給シミュレーションを行うとともに、医学部設置における費用や人材確保の課題を整理することとしております。引き続き多角的な調査検討を進めてまいります。

奥野立保健医療部長 まず、新生児担当医師の確保に西埼玉中央病院とともに努力してほしいでございます。

現在、西埼玉中央病院では、首都圏の大学病院へ医師派遣を依頼するなど、担当医の確保に向けて懸命の努力をしております。県としても、病院を統括する国立病院機構の本部に対し後任の医師確保を強く要請し、対応策を協議しております。また、病院が医師派遣を依頼する際には同行して、県内の周産期医療の状況を説明するなど積極的に協力してまいります。県立小児医療センターからの医師派遣につきましては、現在、同センターか

らさいたま赤十字病院へ新生児科医を既に派遣していることもあり、西埼玉中央病院に医師を派遣することは困難な状況でございます。

次に、寄附講座も積極的に活用すべきでございます。

深谷赤十字病院や国立病院機構埼玉病院の例を見ても、寄附講座は有効な手立ての一つであり、大学医局等への医師派遣の要請に際しては、その活用を積極的に働き掛けてまいります。

次に、医師派遣や若手医師のキャリア形成を支援する新たな組織の早急な創設でございます。

現在、県医師会と共同で、熟練した指導医の派遣、若手医師のキャリア形成支援などの機能を担う総合的な医局機構の創設を進めております。来年度の組織設置を目指し、先月、県内の病院を対象に医局機構の説明会を開催したところです。今後、病院側のニーズや指導医の確保策などについて調査を実施してまいります。

次に、複数の病院での研修医の受入れでございます。

臨床研修制度の中には、複数の病院がグループを組み研修を行う仕組みがあり、本県でも普及をしております。24年度は、この仕組みに基づいて35の基幹病院と76の協力病院が研修を行っており、この中には中小病院も含まれております。県では、県内の臨床研修病院が参加する会議を開催し、優れたプログラムの紹介を行うなどして、この仕組みの普及に努めてまいります。

次に、県外医学生奨学金の返還免除に関する勤務地域の緩和でございます。

今年度から開始した埼玉県医師育成奨学金については、一般の診療科では、秩父地域など医師確保が困難な地域において勤務することを条件としております。しかし、医師不足が指摘される産科、小児科、救命救急センターに勤務する場合には、地域要件を課しておりません。地域要件の見直しにつきましては、この事業が始まったばかりですので、今後の応募者の状況や卒業後の勤務状況、県内各地域における医師の必要性などを踏まえて検討してまいります。今後とも様々な取組を

通じて、医師の確保に努めてまいります。

(2) 患者の立場に立ち、県立小児医療センターの移転計画撤回を

柳下礼子県議 続いて、県立小児医療センター移転についてです。

知事がトップダウンで県立小児医療センターの新都心への移転計画を公表してから、1年と3か月余りがたちました。現在、基本設計の準備が進められていますが、計画への患者の意見の反映もなく、医師をはじめとしたスタッフの意見反映も不十分です。その中で、赤十字病院側の小児科医が4人、県立小児側の麻酔医4人が大量退職しました。県は、この退職を深刻に受け止め、患者家族ら関係者の声に真摯に耳を傾けるべきではありませんか、病院事業管理者の答弁を求めます。

一方、この移転に反対する声の広がり、とどまるどころを知りません。患者家族、岩槻区の署名は合計で11万筆を超え、移転反対や患者家族への配慮を求めた意見書を採択した議会が4自治体に上っています。地元蓮田市は、庁舎とJR蓮田駅前に「移転反対」ののぼりを掲げています。この9月9日にも移転問題を考えるシンポジウムが開かれ、周辺地域から会場に入り切れないほど多数の人々が参加しました。シンポジウムの中で岩槻自治会連合会の方は、「4万筆の請願署名を県議会に提出し、趣旨採択された。それなのに、なぜ新都心に行かなければならないのか、今も分からない」と話されました。

また、患者家族の方の報告も紹介します。「我が家には、現在、1歳8か月になる重度の脳性まひの女の子がいます。妊娠には問題がなく、陣痛が来て病院に行きましたが、その後、子供の心拍が止まり、緊急帝王切開後、重症新生児仮死となり小児医療センターに運ばれ、今日まで何度も入退院を繰り返しました。現在、酸素吸入と胃ろうでミルクを摂取、いまだに首が座らず、寝たきりです。そのため、たんが詰まり、チアノーゼを起こしたこともあり、たんの吸引が必要です。現在のセンターへの通院途中で何度もコンビニやスタ

ンドで止まって、たんの吸引をしながら時間をかけて通っています。先日、新都心まで行ってみたら、付近にはコンビニもスタンドもありませんでした。渋滞に巻き込まれたら、娘の命は守れません。私たちは、不便になるから反対しているのではなく、子供の命がかかっているから反対しているのです」、この実態を理解してほしいと、県当局に、一緒に新都心まで車に乗って、たん吸引や酸素吸入の様子を見てほしいと求めてきました。県は、これを拒否しております。早急に患者と同行調査をすべきです。病院事業管理者の答弁を求めます。

2月議会冒頭で、知事は一部機能の存続の検討に言及しました。私は、都立八王子病院が廃止されたとき、患者のために機能を残すとして建設された八王子市立小児・障害メディカルセンターを視察しました。障害児の診療所や歯科診療所、リハビリ施設を備えたすばらしい施設でしたが、長時間のけいれんなどは病院でなければ対応できないという答えでした。県立小児医療センターに通院している患者が必要としているのは、診療所ではなく総合的な診療科を持つ病院機能なのです。知事、患者の立場に立って機能の存続を言うなら、全ての機能を存続すべきではないですか。答弁を求めます。

県立小児医療センターの移転は、地域医療にとっても重大事態です。私は、県立小児は、県央、利根、東部医療圏にとってもかけがえのない小児と周産期の拠点病院だと指摘してまいりました。この三医療圏には、新生児集中治療床いわゆるNICUは1床もありません。確かに、総合周産期母子医療センターでなら、あらかじめリスクの予想される出産は対応できます。しかし、地域の産院でのアクシデントで子供が低酸素状態で産まれるケースはどうなるのですか。搬送時間が長くなれば、その分だけ赤ちゃんへの負担が重く、生存や障害程度に大きく影響します。だからこそ厚生労働省は、周産期医療機関に地域周産期母子医療センターを位置付け、地域にNICUの設置を求めているのです。利根、東部、県央地域にもNICU

Uは不可欠ではないですか。県立小児のNICU 15床を移転してしまうことは、赤ちゃんにとって余りに危険な行為ではないですか、知事に伺います。

次に、新都心の施設計画について伺います。

現在の県立小児の敷地は七万平米ですが、1万平米に押し込まれることによって、施設は高層化を余儀なくされます。基本計画によると、駐車場はデッキ下又は地下に立体式で設置するとあります。施設整備検討委員会の中で、地下立体式駐車場は1台3千万円、300台なら約100億円かかる、そんなに建設することは不可能だという議論がありました。現在地での建替えなら、広大な敷地に平面駐車場の設置が可能です。また、立体駐車場は、小児を連れて車椅子や酸素吸入の器材を運ぶ患者家族にとって負担であり危険であることは、各方面から指摘されています。知事は、この危険性をどのように認識していますか、お答えください。

県の失政の結果、空地となっている新都心の穴埋めを、他地域の病院を移転してというのは、余りにも安易で医療の現実を見ないものです。県立小児医療センターの基本方針には、「地域が安心できる小児救急医療を支援します」とあります。県に提出された岩槻区の請願には、「埼玉県の小児の未来のためにとの崇高な理念に共鳴し先祖伝来の土地を提供した岩槻市、蓮田市の地権者の思いも、勘案していただきたく申し添えます」とあります。どんな医療機関でも、地域の温かい協力を受け、地域の中で成長、発展するのでしょうか。知事は、いま一度患者と地域医療を守る立場に立ち返り、移転計画を撤回してください。新都心には、赤十字病院を中心として、県の全力の支援によって総合周産期母子医療センターを建設すべきです。2点、知事の答弁を求めます。

上田清司知事 次に、患者の立場に立ち、県立小児医療センターの移転計画撤回をについてのうち、全ての機能の存続についてでございます。

高度専門医療の実現のために、小児救急センター

の全ての機能はさいたま新都心に移転します。しかし、患者さん御家族への説明会や知事への手紙などで、通院が極めて困難になるなどの事例があることも伺っております。こうした患者さんへの対応のため、調査と検討を指示したところです。現在、小児医療センターで患者さん御家族へのアンケート調査や、それを踏まえた医療スタッフによるヒアリング調査を実施しております。調査の結果を踏まえて、現在地に必要とされる機能について検討していきたいと考えております。

次に、利根、東部、県央地域にもNICUは不可欠ではないかについてでございます。

NICUの設置については、国の周産期医療体制整備指針において、出生1万人当たり25床から30床整備することとされています。本県の出生数は年間6万件であることから、平成27年度末までに全県でNICUを150床まで増床する計画を立てております。NICUは、複数の医療圏からの患者の受入れを含めて広域的に整備しております。このため、昨年10月から搬送調整を行うコーディネーターを配置し、県内のハイリスク妊産婦や新生児を周産期母子医療センターへ迅速に搬送する仕組みを立ち上げたところでございます。今後、新都心医療拠点において小児医療センターとさいたま赤十字病院が連携し、新たに総合周産期母子医療センターの機能を持つことになるわけであり、これにより医療機能の更なる充実強化が図られ、よりリスクの高い母体や新生児の受入れが可能になるものだと考えております。

次に、立体駐車場の危険性をどう認識しているかについてでございます。

駐車場については、安全に利用できるよう、機械式駐車場を300台程度設置する計画でございます。機械式駐車場は大規模な医療機関でも採用例があり、過去に問題が発生したという例は聞いておりません。さらに、誘導員を置き安全性に万全を期してまいりたいと思っております。

次に、移転計画の撤回とさいたま赤十字病院を中心とした総合周産期母子医療センターの建設についてでございます。

県立小児医療センターは、先天性疾患やリスクの高い新生児、小児がんや難病などの小児重症患者に対して、他の医療機関では対応できない高度専門医療を提供する医療機関であります。特定のエリアをカバーするのではなく、県内全域を対象に3次医療を提供する医療機関でございます。このため、全県からアクセスに優れたさいたま新都心に移転するものでございます。御理解を賜りたいと思います。

さいたま新都心における医療拠点整備は、小児医療センターとさいたま赤十字病院の今ある医療資源を有効に活用することで、最大限の効果を発揮できるものでございます。そのため、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転計画を撤回する考えはございません。

さいたま赤十字病院を中心とした総合周産期母子医療センターを整備する御提案でございますが、運営主体である日赤本社がどう考えるかの問題でございますので、議会での御質問がこのような形であったこと、お伝えをしたいと思います。

名和肇病院事業管理者 まず、患者、職員ら関係者の声に真摯に耳を傾けるべきではないかについてでございます。

これまで患者御家族、障害者団体などの方々から説明会を通じ御意見をいただいております。引き続き、様々な機会を捉えて御意見を十分にお聞きし、基本設計を進めてまいります。一方、今回の移転については、各部門の職員が参加した新病院整備委員会やワーキンググループでの検討を踏まえて進めております。

次に、早急に患者と同行調査をすべきではないかについてでございます。

現在、自動車での通院について、小児医療センターの近隣からさいたま新都心まで実際に走行し、道路状況などの調査を行っております。また、新都心への通院は、個々の患者により困難の度合いなどが異なりますので、今後も医療スタッフを通じ、患者さんごとに丁寧に状況を把握し、どのような対応が必要なのか検討してまいります。

柳下県議 再質問の1点目は、小児医療センターの問題についてお尋ねしたいと思います。

管理者にお聞きします。管理者は、要望があったと思うんですね、患者家族の方から。先ほどの答弁の中では、いろんな人がいるから、その人、人に調査して、患者ごとに丁寧に対応していきたいというお答えなん

ですけども、私、質問の中で病院事業管理者に対してですね、実際に、たんの吸引だとか新都心まで行って来た。だけど、実際には自分の子供の命に関わるから、一緒に車に乗って、その調査をしてほしいという具体的な要望があったわけですよ。それに対して一緒にできるのかできないのか、お答え願いたいというふうに思います。

それから、知事に質問ですけども、移転計画を撤回してほしいと私が言っているのは、この間もシンポジウムをやりまして、たくさんの人たちが集まってきて、本当に自らのお子さんを抱えてですね、たくさんの方たちが集まって、自分は元気が出たという方もいらっしゃいました。それはあの場所が、新都心のあの場所が病院にふさわしくないという、こういうことを言っているわけですね。現在あるところで、なぜあっちのほうに移転して高層で、先ほど高層の中では駐車場の問題も質問しましたけれども、ほかにもあると言っていますけども、でも埼玉県の場合には、現在のところの駐車場に病院を建てて、そして駐車場も平面でとって子供に一番いいんじゃないかという、こういうのが出ているわけですよ。

だから、知事がトップダウンで、思いつきで、あそこにタワーを誘致する、だけどタワーが失敗した。今度は三菱地所が来る、これも失敗した。だから今度は病院だと。これが全く理解できないということなんです。そのことについて、どう理解しているのかということについてお尋ねした



知事に向かって再質問

いと思います。

それから、もし赤十字病院が総合周産期についてやるというなら、応援すればいいんですよ、県が。何も一緒に新都心に行くことはないと思います。これについてどう考えるのかということですね。

上田知事 小児医療センターについては、御質問の内容と全く同じでしたので、再答弁の必要はないと思います。答えたとおりであります。

名和病院事業管理者 患者さんの状況というのは医師が一番よく分かっているわけで、特に主治医は全部把握しているはずでございます。ただ今、アンケート調査をしまして、本当に来られないかどうかという方も、もう抽出されております。この方々については個別にまたお話をして、患者さんの命に関わるようなところへ来いというようなことは絶対ありませんので、それだけは断言しておきます。

2. 障害者の願いに応え、障害者総合支援法の撤回と入所施設の整備を

柳下礼子県議 次は、障害者問題です。

障害者の運動と自立支援法違憲訴訟の闘いによって、民主党政権は自立支援法を廃止し、障害者参画の下に、応益負担をなくす新たな総合的福祉制度を制定するという基本合意を結びました。とこ

ろが政府は、この基本合意をほごにして、障害を自己責任とし、家族収入を含めて応益負担を課するという障害者総合支援法を強行しました。私は、障害が重くなるほど負担も重くなる違憲の応益負担は絶対に認めることはできません。今、政府がやるべきことは、この障害者総合支援法を撤回して、障害者参画の下、新しい法整備を行うことだと考えますが、知事のお考えをお示してください。

続いて、障害者入所施設の待機者問題について伺います。

入所施設への入所を希望する待機者が県内で1,200人を超えました。「この子より一日でいいから長く生きたい」、皆さんそう語ります。地域や家庭で家族と一緒に過ごしたいと考えても、親も高齢化するなど、やはり限界はあります。ところが、国は原則入所施設は造らない、補助も行わないとの方針を決めました。そこで部長に伺いますが、現実を見ない国のこのやり方に対して、今後も入所施設整備を進めるよう強く要望していただきたい。また、国が拒否するのであれば、県独自で建設を進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

上田清司知事 次に、障害者の願いに応え、障害者総合支援法の撤回と入所施設の整備をのぞねていただきます。

県は、障害者自立支援法には数々の問題がございましたので、そうした問題を是正するように、御承知のように国にしばしば提案、要望をいたしました。今回の障害者総合支援法では、こうした声を受け、難病患者の方にも新たに障害福祉サービスの対象にするなど、一部評価できるような内容もございます。

ただし、障害のある方々が参画した障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が昨年8月にまとめた骨格提言60項目のうち、3項目しか反映されておりません。県議会でも昨年12月議会において、法律の早期制定に当たり、骨格提言を最大限尊重し反映させることを要望する意見書が決議されました。今回の障害者総合支援法は、必ずしも

満足のいくものではございません。法律では、3年後までに制度の見直しを行うことになっております。そのときには、障害のある方々の声を十分踏まえた改正が行われるよう、しっかり現状を踏まえて国に対して要望をしていきたい、このように考えております。

荒井幸弘福祉部長 入所施設の整備をについてお答えを申し上げます。

県では、障害のある方が地域で安心して暮らせることが第一と考えております。そのため、グループホーム、ケアホームなどの住まいの場や日中活動の場の整備に努めてまいりました。その一方、地域で暮らすことが困難な強度行動障害や重度障害の方には入所施設が必要であると考えており、そのための整備も進めてまいりました。

新たな入所施設の整備には多額の費用がかかりますことから、国庫補助制度の活用が必要不可欠でございます。このため、新たな入所施設の整備は原則行わないという国の方針はございますが、県では、必要な入所施設の整備を認めていただくよう、様々な機会を捉えて強く国に要望してまいりました。要望に当たりましては、担当職員が何度も国に足を運び、直接本県の実情を説明し、新たな入所施設の必要性を訴えてまいりました。その結果、平成22年度、23年度の2年間では、身体障害者や重症心身障害児の入所施設の整備を国に認めていただいたところでございます。今後とも必要な入所施設の整備につきましては、しっかりと国に要望してまいります。

3. 木造仮設住宅はじめ県産材への支援強化を

柳下礼子県議 次に、県産木材の利用促進についてです。

私は、全国に先駆け木造仮設住宅を設置した岩手県住田町を視察してまいりました。隣の陸前高田市の被災者に入ってほしいと、町独自で仮設建設に踏み切ったというお話に胸が熱くなりました。

本県にも、住田町同様木造仮設住宅に取り組んでいる自治体があります。西川材の飯能市です。

飯能市の庁舎の庭には木造仮設住宅が展示されており、木造仮設は、木のぬくもりがあり、結露が少ない。しかも、建物本体238万円とプレハブと比べても安く、材料は地元にあるから調達が早いと、仮設住宅としても優れています。また、地域の林業振興や関連産業の振興、雇用にもつながります。プレハブの仮設住宅は、大手住宅メーカーが利益を独占し、予算的にも設置費用500万円から600万円と高く、地元の雇用にもつながりません。県は、応急仮設木造住宅の建設に関する協定を全国木造建設事業協会と県住まいづくり協議会と結びましたが、高く評価したいと思います。是非、災害時に木造仮設を広範に使用できるように供給量の確保を計画的に進めていただきたい。また、木造仮設住宅を県としても是非庁舎の庭等に展示して、来庁者にアピールしていただきたいのですが、2点、知事の答弁を求めます。

震災以来、資源の地産地消への関心が急速に高まっており、その点で、県土の3分の1を森林が占める本県において、県産材の使用は重要な課題です。戦後植林された県内の杉林は、十分生育しております。県庁舎はじめ県有施設には、意識的に県産材が使用されておりますが、知事、県民へのPRのためにも、本庁舎1、2階など来庁者の多い部分の腰壁をはじめ、木質化を一気に進めてはいかがでしょうか、答弁をお願いします。

次に、民間住宅の木質化ですが、埼玉県産木材センターなどとともに、その良さの普及に全力を挙げていただきたい。

私は、天竜杉のふるさと浜松市の天竜区へ視察に行きました。区役所全体の木質化が美しく進められ、静岡県も市も民間住宅には直接補助も行って、木質化を進めております。特定優良木材の使用に対して補助する制度ですが、導入前六施設だった特定木材工場が、導入後には29施設にまで広がったそうです。静岡県では、年間採択予定件数1,100戸を目指しています。同様の県産木材利用促進事業は国庫補助もあるので、全国39府県が実施しています。埼玉県でも10年ほど前に、県産材を60%以上使用し、県内工務店で建設した

民間住宅に50本の柱材をプレゼントするという制度がありました。本県も国の制度を活用し、県産木材を使用する民間住宅への補助を行ってはいかがでしょうか、農林部長の答弁を求めます。

上田清司知事 次に、木造仮設住宅はじめ県産材への支援強化をのぞくうち、災害時における木造仮設住宅への木材供給の確保についてでございます。

災害時の仮設住宅を木造とすることは、有効な対策だと考えております。その地域の木材や工務店が利用され、地域の雇用が創出されるからであります。本県においても、応急仮設木造住宅の建設に関する協定を住宅関係2団体と締結したところでございます。この協定を機能させるためには、災害時における木材の供給確保が重要になります。このため、製材所等の木材ストック情報をどうすれば共有できるのか、関係団体との調整を進めているところでございます。

次に、木造仮設住宅の展示についてでございます。

飯能市が開発した木造仮設住宅については、県内で実施している九都県市合同防災訓練において展示をいただき、県民にPRを行ってまいりました。この木造仮設住宅は、これまでの無機質な仮設住宅よりも価格が安く、住み心地が良いのが特色で、大変、私自身も優れたものだと感じております。また、移動運搬ができますので、今後も防災訓練においてPRに努めるとともに、まずは県主催のイベントなどにおいて展示することを研究させていただきます。

次に、本庁舎等木質化の推進についてでございます。

本庁舎内については、建築基準法の規定により、ホールや通路等の避難経路となる場所では燃えにくくした木材を使用しなければならないことになっております。まずは、多くの県民が訪れる県民案内室や知事室などの室内において木質化を図り、PRに努めているところです。本年4月にオープンしたコバトンカフェのウッドデッキやみどりの

広場の丸太ベンチも、県産木材にこだわって設置いたしました。平成27年に開校予定の農業大学校も、ふんだんに県産木材を使用する設計をして工事を発注しております。これまでも県民の目に触れる施設には積極的に県産木材の利用を図っており、今後もどこかでPRすることが適当なことについては関係課で検討させていただきます。

高山次郎農林部長 民間住宅への補助についてお答えを申し上げます。

直接助成の方法もあるかと思いますが、県産木材の利用促進が健全な森づくりにつながることを多くの県民に理解していただくことが重要です。このため県では、県民の方を対象に開催されている伐採現場や製材工場を巡るバスツアーを支援してまいりました。県産木材住宅を対象として金利を優遇する民間金融機関の住宅ローン制度もPRしております。国では、地域材を活用した木造住宅を建築する場合にポイントを与えて、地域の農産物や木製品などと交換できる制度を検討していると聞いております。県といたしましては、これまでの取組に加えて、新たな国の制度も視野に入れながら、民間住宅への県産木材利用拡大に努めてまいります。

柳下県議 県産木材については、いろいろと御答弁の中で努力するという事なので、よろしくお願ひしたいと思います。

4. 原子力発電からの撤退と、自然エネルギーの普及を

柳下礼子県議 次に、原発からの撤退と自然エネルギーの普及についてです。

福島第1原発事故は、日本と世界に衝撃を与え、原発からの撤退と自然エネルギーへの転換の流れは大きく広がっています。しかし、政府は、各種の世論調査で原発の縮小・廃止を求める声が過半数を占めているにもかかわらず、原発からの撤退を閣議決定しませんでした。政府のこのような姿勢に対する知事のお考えをお示してください。

私は、地域にあるエネルギー資源を有効活用することで、産油国依存や原発依存から脱却し、地域内経済効果を実現する、この点で自然エネルギーに注目しています。ドイツでは、自然エネルギーで自給自足を達成した自治体が500を超えています。我が国では、岩手県の葛巻町のように需要エネルギー量の80%を自然エネルギーで賄い、電力の自給率160%を超えている自治体が現れております。今後は、この流れが爆発的に広がっていくことは間違いありません。

私は、知事に、自然エネルギーで地域循環型の経済を構築し、埼玉県の地域産業を再生するため、本気の構えを求めたいと思います。そのために、自然エネルギー推進計画を環境基本計画の一分野とせず、県の主要政策として位置付け直すこと。また、産業労働部、環境部、農林部と分離した体制を見直し、全庁横断的な体制をつくること。

以上の3点について御答弁をお願いします。

県内各地にメガソーラー設置計画が進んでおります。埼玉県も寄居町の三ヶ山ソーラー発電事業の事業者が決定しました。地元自治体に、毎年発電量の一定割合に応じた寄附を行うという点は大変評価できます。

しかし、メガソーラーも県が普及を進める電力自活住宅も、発電した電気を地元自治体や家庭が使うことはできません。背景に、電力会社による発電事業と送電事業の独占があります。自然エネルギーで地産地消を実現するためには、発送電分離など国の政策転換が必要です。知事、本県としても発送電分離等を国に要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、太陽光パネルやメガソーラーの普及は、太陽光の適地である埼玉県にとって有利な発電方法ですが、経済の地域内循環の視点からは、地域の中小企業や市民団体の参入を重視する必要があります。この点では、太陽光に限定せず、太陽熱、小水力、地中熱、木質、下水汚泥、生ごみなどバイオマス、あらゆる自然エネルギーを視野に入れての取組が必要と考えます。県内では、多様な自然エネルギーを実用化に向け研究している個人や

団体が熱意を持って頑張っています。その支援のためにも、第1に、県民や団体に研究施設など県有施設を提供すること。第2に、太陽光で市民共同発電事業が実施されていますが、多様なエネルギーに拡大していただくこと。第3に、太陽光発電のための頭金ゼロ円融資制度の多様なエネルギーへの拡充と市民ファンド創設支援の研究。

以上3点について取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか、環境部長よりお答えください。

上田清司知事 次に、原子力発電からの撤退と、自然エネルギーの普及をのお尋ねのうち、原発からの徹底を閣議決定しなかった政府の姿勢についてでございます。

柳下議員は、世論に従わない政府の今回の対応を問題とされています。私も、政府の対応は極めておかしい、珍しく一致しております。ただしそれは、世論や各方面の意見に流されて、責任のある結論を出していない、この点についての私は反対であります。ほとんどの国民は、原子炉の構造、原子力発電の技術や管理運営、リスクの測定方法などについて知らないと思います。国家の将来を大きく左右するエネルギー政策については、日本を代表する専門家百人、あるいは世界の百人を集めて議論して、一定の結論を出していただいて、その上で政府が決定していく。そのプロセスを国民に情報公開して意見を反映していくべきだと私は考えます。この議論は一からしっかりやり直し、責任ある結論を出すべきだと思います。

次に、自然エネルギー推進計画を県の主要政策として位置付け直すことについてでございます。

私は、再生可能エネルギーの活用は大変重要な課題であると受け止め、とりわけ住宅用太陽光発電には力を入れてまいりました。計画としての位置付けは、県政運営の最も基本となる総合計画である5か年計画において、12の戦略のうちの1つ、新エネルギー埼玉モデルの構築を掲げているところでございます。

次に、全庁横断的な体制をつくることについてでございます。

既に私の下、再生可能エネルギーの普及拡大を全部局が一丸となって全力で取り組んでおります。お話しドイツは、脱宣言をしながら、原発17基中9基を稼働させるなど、現実的な対応をしている国だということについても御理解をいただきたいと思っております。

次に、発送電分離などの国への要望についてでございます。

私は、原則、発電は自由としたいと思います。場合によっては、大前研一先生などが提案されているように、カタール国が自国のガスを使って日本国内で発電事業を行い、安い電気を提供することも可能にするなどのアイデアも生かされてもいかなかなというふうに思っております。ただし、不安定な再生可能エネルギーの調整や広域的な電力融通を可能にするために、日本全国を一本化した送電網を確保する必要があると思っております。昨年の6月には、9都県市首脳会議で発送電分離について国に要望したところでございます。国の専門委員会が本年7月に示した電力システム改革の基本方針では、発送電の分離を掲げ、年内にも制度設計を行うとのことでございます。私は、この方針は基本的には妥当なものではないかと思っております。今後の進捗状況を注視し、必要があれば国に対して意見を申し述べていきたいと思っております。

畠山真一環境部長 まず、県民や団体に研究施設などを提供することについてでございます。

環境分野の研究機関としては環境科学国際センターがでございます。このセンターを一般の県民や団体に提供することは、本来果たすべき専門的な研究への影響が大きく、困難であると考えます。一方で、センターではNPOなども共同研究を行っております。県有施設における県民や団体に対する支援につきましては、こうした共同研究の枠組みの中で検討してまいります。

次に、市民共同発電の拡大についてですが、本県では、市民が資金を出し合って保育園などへ太陽光発電設備を設置する市民共同太陽光発電事業が行われています。しかし、太陽光以外の市民共

同発電については、県としてその機運があるということ承知いたしておりません。本県には、一定の風力や河川の落差が乏しく、太陽光以外の再生可能エネルギーの発電が難しいためと思われまます。市民が小口で資金を出し合い、共同発電を行うという枠組みは貴重なものでございますので、その拡大につきましては、具体的な御提案、御相談があれば検討してまいります。

次に、頭金ゼロ円融資制度の拡充と市民ファンド創設支援についてでございます。

頭金ゼロ円融資制度は、あくまでも金融機関の制度であり、金融機関の立場からすれば、発電収入で返済できることが前提になります。金融機関の御判断ではありますが、採算性が厳しい太陽光発電以外への拡大は困難ではないかと思われまます。

市民ファンドにつきましては、固定価格買取制度の導入に伴い、県内にも検討を始めた市民団体がございまして、こうした団体の声も聞きながら、どのような支援が有効か研究してまいります。

5. 県立浦和・久喜図書館の廃止計画について

柳下礼子県議 次に、県立図書館の廃止について質問します。

埼玉県が熊谷、浦和、久喜の県内3か所の県立図書館のうち、浦和と久喜を廃止して、熊谷市の旧テクノグリーンセンター構想予定地に計画する複合施設、北部地域振興交流拠点施設（仮称）内に一元化する方針が報道されました。廃止が予定されている久喜図書館の地元市議会では、存続を求める意見書が全会一致で可決されました。市も市議会も、9月19日の報道を見て初めて廃止計画を知ったそうです。地元で相談もなしに計画を進めるやり方は許されないと考えます。県は、北部地域振興施設（仮称）の新たな図書館整備に伴う浦和と久喜図書館の廃止について、12月議会で基本構想案の骨子を説明したいとしていますが、申し上げたように地元から反対の声が上がっており、余りに時期尚早です。期限は設けずに、地元市含め県民的議論の上で決定すべきと考えますが、いかがでしょうか、教育長、答弁を求めます。

前島富雄教育長 現在の県立図書館は、市町村において図書館の整備が余り進んでいない時期に開館したことから、当時は、専門的な資料の提供から一般的な図書の貸出しまで幅広いニーズに対応する図書館として運営しておりました。現在では、市町村立図書館は県内で167館が設置され、浦和図書館開館時の11倍、久喜図書館開館時の3倍の図書館数となっております。日常的な読書のためのサービスなどは、県内各地域で提供されております。

こうした中、県と市町村との役割分担も踏まえ、県立図書館には専門的資料の収集、提供などをより充実していくことが必要と考えております。現在の県立図書館は、施設の収容能力の関係から、資料を分野別に3館で分担しているため、分野をまたいだ調査研究などには1館では応じられないなど、ワンストップサービスが課題となっております。

そこで、全ての図書、資料を1館に集約し、専門性を高めた新たな県立図書館を整備する検討を行ってきたところでございます。また、専門的な図書館としての機能を生かし、新しい図書館に、ビジネスなどの分野で県民や企業の抱える課題を解決し、イノベーションを支援する役割を担わせる検討をしているところでございます。現在の3つの図書館につきましては老朽化が進んでおり、耐震性能が十分でないことから、新しい県立図書館の整備方針を早急に検討する必要があります。今後、県議会や地元の御意見をお聞きしながら検討を進めてまいります。

6. 国の存亡に関わる環太平洋経済連携協定（TPP）参加に反対せよ

柳下礼子県議 続いて、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP問題です。

毎週官邸前でTPP反対集会が開かれ、熊谷市内でもツイッターで呼び掛けられたデモが行われているというように、TPPに反対する声は、事前協議参加後も農業関係者にとどまらず国民的広がりを見せています。TPP参加は、日本の農林

水産業に壊滅的打撃を与え、国民の安定的食料供給を土台から崩し、アメリカ中心の貿易ルールに一層巻き込まれる道です。国は、TPP参加の条件として、アメリカから規制緩和を求められているBSE輸入規制を緩和しました。アメリカからは、このほかにも遺伝子組換え食品や添加物の規制緩和などを要求されています。知事は、TPP参加の条件として、アメリカの要求のままに、国民の食の安全が脅かされている現実をどのようにお考えですか。しかも、TPPの影響は食と農業にとどまらず、暮らしと経済のあらゆる分野に及びます。地元中小企業への優先発注も不可能となります。雇用の一層の破壊も指摘されています。

日本医師会は、TPP参加によって混合診療の全面解禁で保険の効かない医療が拡大し、所得によって受けられる医療が制限される。また、株式会社の参入によるもうけ本位の医療が広がり、不採算部門の切り捨てが行われ、医療崩壊が進むと指摘していますが、私もそう思います。知事は、埼玉の医療を守る立場から、この医師会の指摘をどのように受け止めますか。

国民の反対を押し切って、民主党政府はTPPの事前協議に参加しましたが、この協議の中では驚くべき事実が明らかになっています。第1は、政府が米などを例外にできると説明してきたにもかかわらず、全ての品目が関税ゼロであるということが確認されたことです。第2は、TPP交渉の内容は4年間国民に非公開とするということです。この事実をどのように受け止められますか。また、述べたようにアメリカ言いなりに、国民生活をあらゆる分野で破壊するTPPへの参加は、改めて反対すべきと考えますが、2点について、知事お答えください。

上田清司知事 次に、国の存亡に関わる環太平洋経済連携協定（TPP）参加に反対せよのお尋ねでございます。

まず、国民の食の安全が脅かされている現実をどのように考えるかについてでございます。

海外からの要求によって、国民の食の安全が脅

かされるようなことがあってはならないと思います。現在、輸入食品を含め国内で流通する食品については、国の第3者機関である食品安全委員会が科学的根拠に基づく安全に係る評価を行い、厳格な安全基準が設定されています。基準を変更する場合においても、この委員会において改めて安全性の評価をしっかりと行うルールが確立されています。こうした仕組みにより、我が国の食の安全は確保されておるものと考えます。したがって、TPP問題によって食の安全が脅かされることになるとは考えておりません。

次に、日本医師会の指摘をどのように受け止めるかについてでございます。

社団法人日本医師会は、混合診療の全面解禁や株式会社の病院経営への参入などを通じて公的医療保険が揺るがされることを懸念するとの見解を表明しております。国民誰もが必要な医療を受けられることを可能にした国民皆保険は、日本が作り上げた諸々の制度の中で、最も世界に誇るべき制度だと私は思っております。私は、命を守る医療の受けられる範囲が所得によって制限されることは決してあってはならないと考えます。公的医療保険が揺るがされることがあってはならないという点で、日本医師会の指摘に私は同感、同意しております。私は、基本的には、日本は自由貿易が必要と考えておりますが、TPP交渉を進めるに当たって、優れた日本の医療制度の根幹については一切譲る必要はない、このように思います。

次に、全ての品目が関税ゼロであることが確認されたとのお話しですが、実際は全ての品目を交渉のテーブルに乗せるということだと政府は説明している、このように私は政府の説明を理解しております。いずれにしても交渉のプロセスの中で決まっていくものであり、交渉次第だと考えております。

次に、TPP交渉の内容が4年間非公開であることが問題であるという御指摘です。一般に、外交交渉において、交渉相手国が非公開として提供する文書については、相手国の意向を尊重するのが当然であります。現在は協議中であり、協議で

得られた情報で出せる情報はきちんと出すなど、適切な情報提供と説明に努めてほしいと思っております。

次に、TPPへの参加の考え方についてであります。

我が国の産業の空洞化を防ぎ、経済競争力を保ちながら雇用の維持拡大を図っていくためには、TPPへの参加は避けて通れないのではないかと、このように考えております。ただし、TPPへの参加の是非については、個々の国内産業の競争力をどう評価し、参加による影響をどう想定するかなど、メリットとデメリットを多面的に検討する必要があります。通商関係においては、常にメリットを最大化し、デメリットを極小化することが交渉の本質だと思います。

県経済へのメリットとしては、TPPへの参加により、輸送用機械など輸出関連業種を中心に本県産業の活性化につながるものと期待しています。一方、農業の分野では、米、麦、畜産など米国や豪州と生産コストの差が大きく、高い関税が設けられている品目については厳しい事態が想定されています。したがって、国においては、こうしたメリットとデメリット双方を踏まえて、守るべきものと競争すべきものをしっかり議論し、方向性を決めていくべきだと思います。諸外国も、守るものと競争するものを分けて考えておりますので、日本もしっかり堂々と守るものと競争するものを分けるべきだと思っております。

柳下県議 TPPの問題なんですけれども、交渉次第であるということ为先ほど知事は言いましたけれども、本当に甘いと思います。食料の危機が叫ばれている中で、もうTPPがね、交渉に参加したら、先ほど私、質問しましたけれども、公開もしないで、関税全てね、これについて例外は認めないと、こういう方向なわけですから、私は……〔何事か言う人あり〕、いや、これは国政の問題ですけれど、余りにも答弁がひどいので、そこは認識をきちっと持つ必要があるということをおきたいと思っております。

上田知事 TPP問題についても、私は詳しい説明をしたつもりで、それ以上答える内容がございません。

7. 米軍・自衛隊基地被害から住民を守るために、正確な情報を早くつかみ、県民への公開を

柳下礼子県議 次に、県内自衛隊、米軍基地被害についてです。

自衛隊入間基地は、全国で唯一、内陸にある航空自衛隊基地であり、町なかに航空機が離発着する危険な基地です。週3日、午後5時半から8時半までタッチ・アンド・ゴー訓練が行われ、騒音で日常会話も成り立ちません。そのほかの日にも、訓練が予告なく随時行われます。基地周辺の住民の騒音被害を少しでも軽減するために、第1に正確で迅速な訓練情報の入手、第2に訓練の抑制、2点を防衛省に申し入れていただきたいのですが、企画財政部長の答弁を求めます。

また、この入間基地にはC1輸送機が配備されていますが、その後継機とされているC2輸送機は、機体の長さがC1の1.5倍の大型補給機です。県は常にアンテナを高くし、事前の情報入手に努めるべきです。また、滑走路の短い入間基地への配備は無謀です。配備について断固反対を表明すべきと考えますが、部長より答弁をお願いします。

次に、米軍機の問題です。

沖縄県をはじめ全国各地で、欠陥機と指摘されている垂直離着陸機オスプレイの配備計画反対の声が広がっています。オスプレイは、全国7つのルートで訓練飛行を予定し、米軍横田基地への配備と横田空域である埼玉県上空を飛行する可能性は濃厚です。県は情報収集に努め、横田基地へのオスプレイ配備計画には迅速に反対を表明していただきたいのですが、部長答弁を求めます。

部長、御存じでしょうか。横田基地では、2010年に日本の民間小型飛行機所有者などを集め、関東平野空中衝突防止会議なるものを3回にわたって開いているのです。所属するC130輸送機が、埼玉県はもちろん、関東近県でわずか150メートルの低空を、編隊を組んで有視界飛行訓練

をするので注意してほしいという驚くべき内容です。今、北部各地でこのC130が目撃されています。県民や自治体に情報提供がないまま、民間機と衝突が予想されるような訓練が堂々と実施されているなんて重大です。

第1に、県はこの関東平野空中衝突防止会議を把握しておりますか。第2に、積極的に情報を収集して、自治体に提供すべきと考えますが、どうですか。また、埼玉県上空のような米軍、自衛隊、民間機が錯そうする空域での低空編隊飛行訓練の抑制を要望すべきです。部長の答弁をお願いします。

次に、所沢米軍基地の問題です。市街地の真ん中にある米軍所沢基地は、市民の暮らしと町の発展を阻害し続けています。現在、東西連絡道路計画が進められていますが、所沢市民の真の願いは基地の全面返還です。引き続き、基地を返還し県民のために有効活用できるよう強く要望していただきたい。知事の答弁を求めます。

上田清司知事 次に、米軍・自衛隊基地被害から住民を守るために、正確な情報を早くつかみ、県民への公開をお尋ねでございます。

我が国は、1945年の敗戦、そして連合国の占領によって主権を失いましたが、1952年に独立を回復し、新生日本となりました。日米同盟の重要性は当然のことですが、さりとて必要以上に米国の基地が存在する必要はないものだと思っております。英霊に対しても申し訳ないと思っております。今後とも米国と粘り強い交渉を行い、最小限度の基地を置く一方、そして最終的には日本独自の防衛政策を確立し、その上で日米同盟をしっかりと維持するような形を考えていけばいいのかな、このように思っております。

米軍所沢通信基地の全面返還については、埼玉県基地対策協議会の要望活動などを通じて、これまでも粘り強く国に働き掛けてまいりました。その長い活動の積み重ねの結果、本年2月の日米合同委員会で東西連絡道路用地の返還合意に至っております。引き続き通信基地の全面返還が進むよ

う、所沢市とともに基地対策協議会の要望活動などを通じて、国に強く要望をしております。

下仲宏卓企画財政部長 まず、自衛隊入間基地に係る防衛省への申入れについてです。

県と地元市町で組織する埼玉県基地対策協議会として、本年8月1日に防衛省に対して関係自治体への基地関連情報の事前提供や飛行訓練の制限などについて要望したところです。

次に、C2輸送機の入間基地への配備についてでございますが、配備計画の有無について防衛省に確認しましたが、今のところ入間基地に配備する具体的な計画はないとの回答がありました。

続いて、オスプレイの情報収集と横田基地への配備計画への対応についてです。オスプレイについて、引き続き情報収集に努めてまいります。横田基地への配備計画は現時点ではありませんので、今後の状況を注視してまいります。

最後に、横田基地における低空飛行訓練についてです。米軍機の本県上空での飛行訓練については、大規模なものに限り防衛省から情報提供があります。しかし、関東平野空中衝突防止会議については、防衛省も具体的な内容について情報を持っていないとのことであり、県も把握しておりません。引き続き基地対策協議会として、外務省や防衛省に対し飛行訓練についての情報の提供を求めるとともに、低空飛行しないよう要望してまいります。

8. 県民の暮らし、地域経済を守るために消費税増税撤回を

柳下礼子県議 最後に、消費税増税問題についてです。

消費税増税法案が国民世論の反対を無視して、民主、自民、公明3党の賛成で成立しました。地域を歩くと、一体政府は何を考えているんだとの声がたくさん寄せられます。お年寄りからは、「年金だけで暮らしはぎりぎり。増税されたら、もう暮らせません」、飲食店の方は、「増税分の値上げはできない。これまでは何とか身銭で払って

きたが、もう廃業ですよ」、製造業の社長さんは、「電気料金の値上げだけでも大打撃なのに、消費税10パーセントなんてとんでもない」と怒っています。命を預かる医療機関でも、消費税増税は深刻です。現在も医療機関は、医薬品や設備などの仕入れ時に支払った消費税を控除対象にできず、全て医療機関の負担になっています。日本医師会は、この問題を放置したまま消費税を増税すれば、医療崩壊を加速しかねないと主張しています。そこで、伺います。

第1に、消費税増税の県民の暮らしへの影響の把握についてです。消費税は、低所得者ほど負担の重い逆進性が強い税制ですが、県としても、消費税増税の県民生活への影響を調査すべきだと考えます。

第2に、地域経済への影響も調査し、実態を把握していただきたい。その際、職員が直接現場に出向いて、事業所に直接ヒアリングすること。

以上2点について、総務部長並びに産業労働部長よりお答えください。

国民の中に、反対世論が急速に広がっています。私は、暮らしも経済も破壊する消費税増税は撤回すべきと考えます。我が党は、消費税増税に頼らなくても、社会保障の充実が可能だとする提言を公表しております。知事は、開会日の提案説明において、自ら海外に出向いての県内企業の海外進出支援を強調されましたが、消費税増税に不安を高める県内中小企業のことには触れませんでした。是非、県政のトップとして消費税増税は実施しないよう国に強く働き掛けていただきたい。知事の答弁を求めます。

上田清司知事 最後に、県民の暮らし、地域経済を守るために消費税増税撤回をのぞんで伺います。

我が国の税収は、法人税がピーク時で19兆円ありましたが、現在8兆円に落ちています。所得税は26兆円ありましたが、13兆円になっています。そもそも収入そのものが減っております。国税庁が押さえている平均給与412万円の方は、税

負担で30万円、社会保険料で30万円、合わせて60万円の負担であります。ただし、この412万円は平均給与であります。一番多い層は300万円から400万円の層であります。したがって、この30万円の所得税、そして30万円の社会保険料よりも少ない負担の状態になっております。

一方、私たちの生活の中には、公費によって賄われているサービスがたくさんあります。例えば子供を幼稚園、保育園に1人出せば57万円かかります。小学生は76万円かかります。中学生は91万円かかります。高校生は97万円かかります。国立の大学生は180万円かかります。公費でそういう形で負担しています。高齢者に目を向ければ、基礎年金も78万円の年額の半分の39万円は税金です。65歳以上の方に医療費で19兆8千億円、年金で45兆2千億円、その他介護などの費用を合わせると、全体で74兆円余りが支出されています。これを65歳以上の人口で割りますと、1人当たり年間約248万円になります。

どだい国の財政において、収入と支出が全く合わない関係になっています。明らかに大赤字です。道路や港湾など、長い年月で償還する建設国債ならいざ知らず、単なる赤字を赤字国債で穴埋めして公費を垂れ流している状態であります。したがって、政治家が勇気を持ってこうした事態をしっかりと国民に伝えて、早く税制を改正し、バランスのとれた収支関係を樹立すべきでありましたが、全てこれまで先送りをされてきました。

したがって、今回、評判が悪くとも、民主、自民、公明の3党が合意して、あえて消費税増税法案を成立させました。私は、一定の評価をしております。もとより、国民に対しても党内に対しても説明不足、そして説明下手、そういう課題は山ほどあります。国民に十分説明をしてこなかった、このような課題があることもよく分かります。

しかし、税金は取るな、福祉は充実しろ、道路は造れ、防災は万全にしろ。一体、誰が責任持つか。そういう意味で、私は、こうした意味での増税法案に撤回という形にはとても思えません。一定の負担を何らかの形で国民がしていく。

それは薄く広く、そして本当に大変な人たちには何らかの形で、社会政策でカバーをする、こういう仕組みが必要だというふうに考えますので、御理解のほどをお願いいたします。

倉上伸夫総務部長 消費税の増税は、国民生活に直接的な影響を及ぼすものであります。このため、今回の消費税法の改正においては、低所得者に配慮する観点から、給付付き税額控除や軽減税率などの導入について検討することとされています。これらの措置は、税の負担の公平や国民の暮らしへの影響を十分踏まえて検討すべきものです。消費税の増税は全国一律に実施されるものですので、国民生活への影響の調査や分析については、国において十分行うべきものと考えます。県といたしましても、消費税の増税が県民生活に与える影響について、その把握に努めてまいります。

松岡進産業労働部長 本年7月に民間の調査会社が県内企業を対象に実施した調査では、消費税率の引上げが実施された場合、66.9パーセントの企業が業績への悪影響を懸念しているとしております。また、85.4%の企業が「税率引上げ後、国内消費は縮小する」と回答しております。県では、県内中小企業を対象に4半期ごとに経営動向調査

を行っています。この調査は、郵送によるアンケート調査のほか、職員が企業を訪問し、経営状況について生の声を聞くヒアリングも併せて実施しています。消費税率引上げの地域経済に与える影響につきましても、この経営動向調査の中で把握してまいります。

柳下県議 それから最後に、消費税の問題ですけれども、部長の答弁もありましたが、今必要なことは、国民の皆さんの懐を豊かにする、経済の6割を占める、懐を豊かにして老後も心配ないと、社会保障を充実させることなんですよ。それを消費税の増税ね、税金は取るな、福祉は充実しろ、福祉を充実するというのは国の責任もそうだし……、〔議長「再質問は簡潔に願います。」〕

地方自治体の使命なんですよ、知事の責任なんですよ。それを要求する、福祉を充実させてくれと要求すること自体が、消費税は引き上げないでくれということ自体が問題があるみたいな言い方は、撤回してください。以上です。

上田知事 消費税について、懐を豊かにする、これが前提であることは全く同意見です。それ以外では異なっておりますので、御理解賜りたいと思います。

2 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2011年10月9日

◆議案審査・環境部関係

Q 柳下礼子委員

- 1 地元の住民には、エコタウンプロジェクトで何をやるのかが分からない。住民参画型の視点を持たないといけないのではないか。
- 2 エコタウンプロジェクトには何市ぐらいの応募があり、どのように選ばれたのか。
- 3 エコタウンプロジェクトをきっかけに、地元の商店街や経済が潤うことが大切である。スマートハウス化モデルの構築については協議会を設置するとのことだが、協議会のイメージはどのようなものか。地元の商店街の電気屋やサッシ屋などで構成されるのか、それとも大手メーカーで構成されるのか。
- 4 東松山駅前のウォーキングコースにLED誘導灯を設置するとのことだが、公共施設における全県的なLED化の状況はどうなっているのか。また、今後、普及していく見通しや方針があれば教えてもらいたい。
- 5 電気自動車の普及を進めていくには、来訪者が多い県有施設にも充電器を設置していくべきと考えるが、いかがか。

A エコタウン課長

- 1 住民参画ということについてはそのとおりで、住民が主体となって進めていくことを考えている。そうした考えの下でプロジェクトを進めていきたい旨、我々が地域に入って住民に丹念に説明していく。そうすることで、住民の理解と協力をいただきたいと考えている。
- 2 エコタウンプロジェクトには13市の応募があり、事業推進に向けた調査をした上で、市全域への広がりや意欲などを勘案し、東松山市と本庄市の2市を選定した。
- 3 協議会としてのメンバーとしてもだが、少なくとも施工については地元の業者にさせていただき、地元経済への還元に繋がりたいと考えている。

- 4 全県的なLED化の状況については正確には把握していないが、東松山市の成果を他の市町村にも広めていきたい。

A 大気環境課長

- 5 昨年度、環境科学国際センターに急速充電器を1基設置したほか、環境整備センターには普通充電器を2基設置している。また、各地方庁舎等にも公用車用の普通充電器を順次設置しているが、必要に応じて今後も整備を行っていく。

Q 柳下委員

- 1 先ほどの答弁だと、地元の業者は施工するだけで、協議会のメンバーについては大手メーカーだけになるのか。
- 2 全県的なLED化の状況を把握していないというのは意外である。今後、モデルケースとなる東松山市の成果を広げていくということは、現段階では、他の市町村は何もしていないという理解でよいのか。

A エコタウン課長

- 1 協議会の参画については、地元業者にも幅広く声掛けを行っている。地域に密着している地元業者に参画してもらえれば、メンテナンスにも迅速に対応できるため、住民の安心確保という面からも意義があると考えている。
- 2 公共施設におけるLED化については、東松山市と本庄市だけでなく、各市町村が計画的に進めていると認識している。県でも、県道の道路照明において、計画的に順次LED化を進めている。

A 温暖化対策課長

- 2 公共施設におけるLED化については、地域の防犯灯を市内全域でLED化していく動きがある。具体的には、行田市や北本市などで取組

が進んでいると承知している。

◆議案審査・農林分関係審査

Q 柳下委員

- 1 新技術導入広域推進事業について、産地の収益力向上のために、県としては、どのような試験研究を行ってきたのか。現状と問題点について教えてほしい。
- 2 農林振興センターの普及指導員は、大豆、きゅうり、なしを作っている現場に行き生声を聞いていると思うが、その具体的な声について、つかんでいる中身を教えてください。
- 3 新技術導入広域推進事業では、対象となる農家はどのくらいか。
- 4 新技術導入広域推進事業により、農家の収益力の向上はどのくらい見込めると考えているのか。
- 5 産地での現地検討会を実施することだが、どういう目的で行われるのか。
- 6 平成24年発生農地・農業用施設災害復旧費について、上奥富堰は、工事中に大雨が降り被災したとのことだが、工事中の対策をした上で、防ぐことができなかったのか。

A 生産振興課長

- 1 農林総合研究センターで試験研究課題を組み立てる際は、直接に生産者や現場を担当する農林振興センターなどから現場のニーズを取り入れ、農林部各課の課長で構成されている委員会、更には外部の評価会議を経て課題としている。今回の新技術も国や他県の技術をベースにしているが、本県に合った形で技術の組立てを行っている。例えば、なしのジョイント栽培は棚仕立てであるが、本県ではそれを肩の高さにまで低くして収穫の作業性を高める工夫をしている。

A 農業支援課長

- 2 大豆の播種については、梅雨時に雨に当たると発芽しないため、蒔き直しをしなくてはならず大変であるという声などが、また、きゅうり

のIPMについては、ウィルス病を起こす病害虫の中には薬剤が効かないものもあり困っているとの声があった。なしのジョイント仕立てについては、早期成園化されるのでありがたいとの声があった。

- 3 波及効果ということで答弁させていただくが、大豆は約3,000戸、きゅうりは3年間で約60戸、なしは3年間で約30戸である。
- 4 収益の向上については、大豆は現在の収穫量約150kgを倍増、きゅうりは病害虫による約1～2割の減収分を元通りの収穫量に、なしはジョイント仕立て導入により改植を進め、現在の収穫量2tを1.5倍増にしたいと考えている。
- 5 実証圃を農業者に直に見ていただき、新技術を理解して取り組んでもらうことを目的としている。

A 農村整備課長

- 6 河川管理者と協議して工事期間を設定しており、出水期の6月から10月は工事ができない。工事の工程や工法についても、河川管理者の了解を得ている。5月に想定外の降雨があったので、やむを得ないと考えている。

Q 柳下委員

産地の収益向上のためには普及指導員等を増員することが必要と考えるが、現状と今後の見通しについて聞きたい。

A 農業支援課長

現在、普及指導員134人、本年度から新たに設置した、高度な技術支援等を行う農業革新支援担当12人の体制で支援を行っている。今後、現在の体制の成果を見極めて、増員する必要があるかどうかを検討していく。

Q 柳下委員

農業振興のために、是非、普及指導員等の増員をお願いしたい。(要望)

◆行政課題報告・農林部関係「平成24年産米について」

Q 柳下委員

- 1 「彩のかがやき」には、高温に弱いと言われる「むさしこがね」系統の遺伝子が入っているのではない。
- 2 「彩のかがやき」は、県のブランド米で良い品種であるが、高温に弱いとなると、例えば、山形県の「つや姫」や愛知県の「祭り晴れ」などといった、他県の高温に強い品種の導入などを検討する必要があると思うが、今後どうしていくのか。
- 3 「こしひかり」と「彩のかがやき」は、水を使う時期が異なる。高温障害対策として適正な水管理が必要であるが、どう対応するのか。

A 生産振興課長

- 1 「彩のかがやき」の由来では、「むさしこがね」の系統の遺伝子が入っている。高温障害とは、白未熟粒だけではなく、不稔、割れやすい、カメムシによる斑点米がある。「彩のかがやき」は不稔には強い品種で、一概に弱い遺伝子が入っているとは言えない。
- 2 「彩のかがやき」には良い点が沢山ある。品質が良く、1等米比率は平成22年を除き94～98%である。現在、高温に強いイネとのかけ合わせを研究している。「彩のかがやき」の良い点をできるだけ出す、戻し交配を行っている。高温障害の技術対策は有効であるので今後はより徹底していくとともに、技術対策の対応が難しい地域や生産者には、田植え時期を少し遅くすることにより高温障害を回避できないかを相談していきたい。なお、水田農業研究所によると、「つや姫」や「祭り晴れ」は本県の高温障害に耐えられる品種ではないという結果である。また、生産現場への新品種の導入に当たっては、あらかじめ種子の供給方法や販売先の確保などの検討が必要となる。

A 農村整備課長

- 3 農業用水は、水利権で取水量や時期が決められている。農業用水の配分や利用時期は、土地改良区が地元のJAなどの地域の意見をまとめて決めている。作付けが入り組んでいる地域では、地域で十分話し合っただき、作付けする場所を固めることができれば、しっかりとした水管理ができるのではないかと思います。

Q 柳下委員

作付けする場所を固めるとは、具体的には、どういうことなのか。

A 農村整備課長

農業用水の利用時期について、ある地区では早くする、ほかの地区では遅くするという調整ができるのではないかと考えている。

Q 柳下委員

- 1 農家側では労力的に高温障害対策の実施が難しい状況であるので、県側としても技術指導等も含めて、農家とともに対策を進めてもらいたいが、いかがか。
- 2 高温障害に強い品種を作る研究として、高温に弱いと言われている「むさしこがね」を親として入れることに変わりはないのか。高温に弱いという認識はあるのか。

A 生産振興課長

- 1 引き続き技術指導を行うとともに、技術指導だけでは克服できない生産者に対しては、作型の検討や品種構成などについてきめ細かく対応していきたい。
- 2 高温に強い遺伝子を持っている種類を「彩のかがやき」の中に組み入れた戻し交配を行っているが、高温に弱いと言われる「むさしこがね」の遺伝子の部分は除外している。

Q 柳下委員

戻し交雑によって「彩のかがやき」の元々の特

性が薄くなってしまわないのか。「彩のかがやき」をブランド米として推奨し、ここまで広げてきた訳だが、高温障害の影響を受け、「彩のかがやき」を生産者が作るのを止めてしまうようでは辛い。高温障害に対応できる品種の開発を他県とも交流しながら進めていくべきである。

A 生産振興課長

育成しようと考えているのは、「彩のかがやき」の良い部分の遺伝子は残して高温に強い部分を導入しようとする作業である。「彩のかがやき」が多くの生産者に受け入れられているのは、コシヒカリと一緒に種蒔きや田植えをして、収穫時期が10～12日遅くなるという点がメリットになっているからである。良食味で普段の年であれば品質も良いという品種はそうはなく、代替品種はなかなかない。生産者に対しては、技術指導を行いつつ、個別に作期の相談をし、新しい「彩のかがやき」が出るまでの間、ブランドを守っていく、そ

れが我々の考え方である。

Q 柳下委員

新しい「彩のかがやき」は出るのか。

A 生産振興課長

品種改良は、普通のスピードだと1品種15年はかかるが、半分以下のスピードで成し遂げたいと考えている。とはいえ、新品種の種子の生産見通しや実需の評価も頂いて、売れる見通しを持ってからでないと新品種の種子を生産者を届けることはできないので、全力で品種の育成について努力しているところである。

Q 柳下委員

議案のところでも言ったが、普及指導員等を増やして頻繁に農家の所に出向き、農家の人と一緒にやって収益が上がるような対策をお願いしたい。(要望)

3 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年10月9日

◆議案審査と討論・産業労働部関係

Q 村岡正嗣委員

- 1 サテライトの人員体制について、総人数、国と県の正規と非正規職員の内訳人数、民間委託の概要及び職員の数、民間の正規と非正規の内訳人数はどうなる予定か。
- 2 県は平成22年度の構造改革特区で民間委託推進を提案していたが、地域主権改革のモデルとなる今回の特区では民間委託についてどう考えるか。
- 3 労働基準行政の面で、問題のある企業については、これまではハローワークと労働基準監督署と一緒に指導していたが、これはどうなるのか。
- 4 知事は5月8日の記者会見で生活保護の手続をやると言っている。サテライトの窓口では生活保護や県営住宅の手続はできるのか。
- 5 6月14日に埼玉県雇用対策協議会から知事宛てに要望書が届いている。これまで団体の意見を聴いているのか。

A 就業支援課長

- 1 国が7人、うち正規は2人。県が4人で全て正職員である。民間委託は約20人だが正規・非正規の内訳は把握していない。
- 2 求職者から見てどのようなサービスが望ましいかを考えるべきである。県はこれまでカウンセラーを養成してこなかったため、民間の専門家を活用している。
- 3 今回の特区は職業紹介を実施するものであり、事業所指導についてはこれまでと変わりはない。
- 4 県営住宅の申込みもテレビ電話などを活用して相談できるようにする。生活保護については、リーマンショック後に新たなセーフティーネットとして住宅手当で支援する仕組みができており、これについて自立生活支援員が相談対応し、ワンストップ化ができる。

- 5 国との調整を中心に進めてきたので情報提供が十分でないところがあったが、先日協議会を訪問して状況を説明し意見交換を行った。今までよりも良いサービスを提供することで理解を得ている。今後も話を聴きながら対応していきたい。

Q 村岡委員

- 1 総勢30数人で、そのうち民間は約20人。雇用保険台帳など高度で膨大な情報を扱う。システムは国が所有して、運営は県になるが、民間人もアクセスが可能ということになれば、情報流出が心配である。安全面は確保できるのか。
- 2 将来的には民間委託を考えているのか。
- 3 労働基準行政として、例えば内定取消企業の指導などを行っているが、全く同じような指導ができるのか。
- 4 市営住宅の申込み、生活保護の手続はできないということか。知事は生活保護の手続ができるような発言をしていたが、誤解を招く発言だと思いがどうか。
- 5 雇用対策協議会は、特区では全国一斉対応や公平性が確保できないと考えたのではないのか。

A 就業支援課長

- 1 情報にアクセスできるのは公務員だけである。秘密の保持については民間事業者にも個人から誓約書を取るなど契約の中で徹底する。
- 2 将来の地方移管時には、利用者のメリット向上の観点から、県直営で相談業務を行うのか、ハローワークから移管した職員を活用するのか、民間に委ねるのかを検討すべきと考えている。
- 3 ハローワーク本体の機能は従来どおりで変わらない。
- 4 さいたま市の南区役所が目の前にあるので、相談内容をリアルタイムでつなぎ、迷惑をかけるないようにしていく。

5 雇用対策協議会は、地方移管と聞き、ハローワーク浦和の機能が変わるのではないかと心配していたが、ハローワークサービスは従来のまま、そこに県のサービスを付加するということを説明して、理解していただいた。

Q 村岡委員

4 市営住宅の受付を直接はできず、生活保護は市町村、あるいは福祉事務所ということになるのか。

A 就業支援課長

4 自立支援相談員がしっかりつないで、リアルタイムで受付ができるようにしていく。生活保護もしっかりつないでいく。

A 雇用労働局長

4 市と協議する中で「リーマンショック直後はハローワークに生活困窮者が押し寄せたが、今では市区町村で生活保護の手続を行っていることが周知され、ハローワークで生活保護の申請をする人はほとんどいなくなった」と聞いている。今はむしろ生活保護手前の人をどう助けるかが重要である。また、市営住宅入居のニーズもほとんどない。自立生活支援員は住宅手当を所管しているので、求職者の足場をしっかりと固めて求職活動に専念できる。今までハローワークでは市の窓口で電話連絡するくらいだった。今後は丁寧に相談対応し、しっかり窓口につながるができる。

村岡委員 第91号議案に対する反対討論を行う。平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）のうち、ハローワーク特区推進事業費には反対である。本事業は、ハローワーク浦和が本県に移管されているのと実質的に同じ状況をつくるハローワーク特区を、武蔵浦和ラムザタワーに設置し開始しようとするもので、これは政府が進める地域主権改革における国の出先機関の原則廃止の労働行政でのパイロット的事業と言え、今後大きな

影響を与えるものである。本事業の評価は、将来目指すところは何かという視点が重要である。

質疑の中で、今回、特区事業に携わる人員は総勢31名で、そのうち20名は民間委託で、極めて民間比率の高い構成である。平成22年に提案された構造改革特区臨時提案では、国が求める措置には、業務の民間委託ができる制度を創設することあり、本県は、民間のノウハウを活用することで、より効果的に行うことができると提案している。特区からスタートさせハローワークの地方移管後、さらに民間委託へと進むおそれがあると指摘する。職業紹介業務においては、既に市場化テスト等により民間人材ビジネスの非効率性は実証済みで、民間委託になれば労働基準行政との連携が断ち切られ、現在、ハローワーク職員が行っている企業への労働条件改善指導は、大幅に後退するおそれがあり重大問題となる。また、労働行政が保有する高度で膨大な個人情報に、人材ビジネスが自由にアクセスすることを許すおそれがある。職業紹介を営利対象とする民間人材ビジネスへ委ねることに道を開くハローワーク特区は容認できない。知事は、「総合支援窓口を設置する。求職者のニーズにワンストップ、クイックサービスで対応する。住居相談や生活保護の手続もやっていく」と説明している。しかし、生活保護の窓口は福祉事務所であり、ハローワークでも住居相談は行われている。県民サービスの向上に必要なのは、労働行政間の連携をより拡充させることであって、県がやればサービスが格段に向上するとの説明は県民に誤解を与えかねない。職業紹介と雇用保険については一体に運営すべきで、その主体が国であることは妥当であると言える。加えて、ILO第88号条約に抵触するおそれがあること、二重行政解消の指摘に当たらないこと、さらに、経営者・雇用者団体からも今回のハローワーク特区への懸念の声が上がっていることなど問題である。

以上の理由から反対とする。

◆請願審査

(村岡正嗣委員提出の資料を、書記が各委員に配付)

村岡委員 議請第14号について、採択すべきとの立場から発言する。ただ今配付したのは、本年9月現在での、所得税法第56条の廃止等を求める決議・意見書の採択自治体及び税理士団体等の一覧である。既に全国350自治体で採択され、その流れは全国に広がっている。

言うまでもなく、中小事業者は、地域経済の担い手として我が国経済の発展に貢献してきた。しかし、長引く不況の下、中小事業者は人を雇うこともできず、家族従業者の支えなしには経営の維持は困難な状況にある。所得税法第56条は、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しないと規定している。これはどんなに長時間、休みも取らず働いても家族従業者という理由で対価を認めない、つまり、働いた事実そのものを認めないことであり、家族従業者の人格を税法上否定するものとなっている。

事業主の所得から控除される労働対価は、配偶者で年間86万円、家族は50万円に過ぎず、これではただ働きに等しく、社会的にも経済的にも自立できない。所得証明が取れないためローンが組めず、損害補償や保育所入所で不利になるなど様々な不利益を受け、後継者不足に拍車をかけている。世界の主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業者の人権、人格、労働は正当に評価されている。

請願者は、所得税法第56条は個人の人格を尊重する憲法に違反し、男女共同参画の流れにも、世界の流れにも逆行する時代遅れの法律だとして、その廃止を強く訴えており、その主張は当然であると考えている。

そもそも所得税法第56条は、家族間における恣意的な所得分割を防止することを目的としているが、それを口実として、実際に真面目に働いている家族の労働対価まで全て否定してしまっている。

また、所得税法第57条において青色申告とす

れば、特典として自家労賃を必要経費に認めるとしているが、青色申告は課税庁側の都合によるもので、青色申告に誘導すべきではない。特例があると言うならば、第56条そのものを不要と考えるべきで、青色と白色で差を付けること自体が矛盾している。適正申告を奨励する観点から合理的との論もあるが、これも課税側に都合の良い措置であり、納税者と課税庁は対等の立場と考えるべきである。業者婦人の皆さんはこう訴えている。「一人の人間として働いた労働の対価を正当に認めてほしい。第56条が廃止されれば、私たちの人格も認められることになり、私たちも自分たちの仕事に誇りを持つことができる」と、この声を、この願いを、委員の皆さんには理解いただき、ぜひ採択されますよう主張して私の発言とする。

◆行政課題報告・企業局関係

Q 村岡委員

団地内の道路などは地元自治体に移管すると思うが、調整池の所有権及び維持管理はどうするのか。

A 地域整備課長

調整池も地元市町村へ引き渡す。その後の維持管理も地元市町村が行うこととなる。

Q 村岡委員

最近ではゲリラ豪雨のような大雨が降る。県の産業団地ではないが、調整池からあふれ出た例もあるので心配している。今後、県で行うものについては単に基準どおりに造るのではなく、現実に合った調整池を造っていただきたい。

A 地域整備課長

調整池の調整容量については、県の条例で3地域に区分して定められている。秩父地域では1,100立方メートル／ヘクタール、県南地域では950立方メートル／ヘクタール、県北地域では700立方メートル／ヘクタールとなっている。700立方メートル／ヘクタールの調整池では1時

間当たり30mmのどしゃぶりの雨が2時間降ってもまだ余裕がある。湛水区域ではさらに湛水阻害分もとるなど、できる限り開発区域内で処理できるようにしていく。

◆議員提出議案審査と討論

Q 村岡委員

- 1 前文に少子高齢化による市場の縮小や経済のグローバル化などの記載があるが、貧困層の拡大や非正規雇用の拡大などの環境変化も含まれると考えていいか。
- 2 第2条の商工団体には、地域の商店街や、商店街連合会なども含まれるのか。
- 3 第5条で県の責務として、中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施を定めているが、適正化とはどのようなものと考えているか。

A 本木茂議員（自民党）

- 1 時代の環境変化も踏まえ、中小企業をしっかりと支援していかなければならないと考える。
- 2 商工団体の範囲は、地元の商店街も含め、中小企業の振興に資する団体であれば含まれる。
- 3 著しい低価格で下請契約を締結するなど、下請へのしわ寄せが生じないように、しっかりと対策を取るよう努めていただきたいと考えている。

村岡委員 議第13号議案に賛成の立場で討論す

る。

埼玉県中小企業振興基本条例は、平成14年12月定例会において、全国に先駆けて全会一致で可決された。我が党も一貫して条例制定を主張し、積極的な努力をしたところである。今回、中小企業を取り巻く環境の変化等に対応して、より効果的な中小企業振興を図るとした条例の改正は、時宜にかなったものと賛成するものである。施行に当たっては、改正の真意を深くみ取ることが必要であり、その解釈において特に大事と思う点について触れ、討論とする。まず、前文での経営環境の変化についてだが、これまでの外需依存の経済から、内需主導で安定した成長の軌道にのせる経済政策への転換が必要との考えがベースにあること。第4条では、海外展開への支援が加えられた。ここでは世界との共生や国際交流の視点が大事にされること。同条の人材の育成・確保では、政府の中小企業憲章においては、女性、高齢者や障害者を含め、働く人々にとって質の高い職場環境を目指すとあるが、それが生かされること。第5条での下請契約の適正化では、中小企業憲章の規定では、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐するとある。この規定は尊重されること。以上、今回の改正では、今申し上げた趣旨が基本的に包含されているものと考え賛成するものである。我が党としても、引き続き中小企業の振興、地域経済の発展に全力を尽くすことを申し述べ賛成討論とする。

4 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2012年10月11日

◆審査事項「子育て支援及び周産期・小児医療について」「児童虐待防止対策について」

Q 柳下礼子委員

1 放課後児童クラブについて、埼玉県は国に先立って、2004年に県の運営基準を策定し、質の高い運営を保持してきた。このことは全国的にも高く評価されている。

今後、法改正によって、国から市町村への補助の流れが変わる新しい仕組みの中においても、県として主体的に運営基準を維持し、質の高い運営が行われるように市町村に働き掛けていく必要があると思う。

県としては、この県基準を最低基準として市町村に働き掛けていくべきと考えるが、どうか。運営基準の評価と併せて伺いたい。

また、指導員資質の向上を図るための、県独自の研修カリキュラムや仕組みなどがあれば教えてもらいたい。

2 保育所の待機児童の解消について、地域分権一括法で条例により保育所の最低基準を定めることになっているが、待機児童が100人以上で、地価が高い地域は、居室面積基準を緩和できることになっているが、本県では、どの市町村が該当するのか。

また、県基準案の2.5平方メートル／人まで緩和することに不安の声がある。3.3平方メートル／人を堅持すべきではないか。

3 周産期医療について、西埼玉中央病院の9床が医師が退職したことで、閉鎖された。

医師を確保して、地域周産期の母子医療センターとして機能を早期に回復できるように全力を挙げてほしいが、当病院の入院患者は全員、転院できたのか。併せて、これまで入院していたような患者は、今後はどこへ搬送されるのか。また、東部地域のNICUについて今後どう考えているのか。春日部市立病院が28年にNICUを設置予定と聞いているが、県としての働

き掛けはどうか。

A 少子政策課長

1 本県は国に先駆けて基準を作り、この基準が平成19年3月に国がガイドラインを作る呼び水にもなったものと考えている。国の基準において、クラブ定員の目安として40人程度、土曜日クラブ開設など、本県の基準が取り入れられたものもある。

また、運営状況については、毎年、市町村に調査をし、結果を公表することで、この運営基準に従った運営をしていただくよう指導してきた。

毎年、徐々に状況が改善していることが、この結果からも見て取れるので、この基準は非常に効果があり、基準を作って良かったと思っている。また、新法の中で、市町村が今後、基準を条例化することなどの改正が図られたが、県から市町村への補助の流れは残るようである。今後とも、県の運営基準に沿った運用を行うよう市町村に働き掛けていく。

また、指導員資質の向上を図るための研修については、県学童保育連絡協議会と合同で研修をしている。現場の声を伺ながら、毎年、様々なテーマごとに分科会を設け、個々の課題に応じたものとしている。今後ともこうした研修を続けていきたいと考えている。

A 子育て支援課長

2 地域分権一括法に基づく児童福祉施設の最低基準を定める条例に関しては、待機児童が100人以上いて、地価が高い地域が対象になる。こうした地域についてはその面積基準を引き下げることができるものとして規定されている。県内で対象になる市町村は、さいたま市と川口市である。

さいたま市は、政令指定都市のため、独自に

基準条例を定める。

川口市は、県条例で居室面積基準の引下げをできる市であるため、2.5平方メートル／人まで緩和できるようにする。

これについては、川口市がこの居室面積基準を緩和して待機児童を解消したいと考えても、県が条例に盛り込まなくてはできない仕組みになっている。

A 医療整備課長

3 西埼玉中央病院の入院患者については、受入休止の発表があった8月15日時点で9床全てに入院していた。そのうち、2名は同病院内の小児科一般病棟に転院し、ほか7名は退院した。また、西埼玉中央病院で受け入れていた患者がその後どこに搬送されたかについては、9月及び10月10日までに当病院へ連絡があった10件のうち8件が搬送対象で、そのうち6件は県内、ほか2件は都内に搬送された。

こうした中でNICUの整備を進めているが、まずは、先ほど説明した母体・新生児搬送コーディネーターにより県内で調整しそれでカバーできないものは、他都県含めて受入先を探していきたい。

最後に、東部地区のNICUについては、国の整備指針では、地域周産期母子医療センターは、1つ又は複数の2次医療圏に一か所整備するとされている。春日部市立病院が整備してもらえるのであれば、大変助かることだと思っている。そのため、NICUを整備する場合にはハード面の支援などを検討したい。

一方で、現在、東部地域はコーディネーターシステムの中で、さいたま赤十字病院が搬送調整を担っている。搬送は一義的に、さいたま赤十字病院になり、受入れが難しい場合には、県内の病院で受入先を探すことで対応していきたいと考える。

Q 柳下委員

3 春日部市立病院はNICUが28年度に開設

予定と聞いているが、何床程度を予定しているのか。県として、今後、どのように連携していくのか。

また、加須、大利根や北川辺など北の地域は、当病院からかなり遠いが、こうした地域の方たちは、さいたま赤十字病院まで搬送されるということなのか。カバーできない部分については、どう対応するのか。

A 医療整備課長

3 春日部市立病院が28年度で最大何床程度を考えているか、正確に把握していない。現時点では新生児対応できる病床を3床有しているとのことである。

加須などの利根地域は自治医科大学附属さいたま医療センターが搬送調整を担っているが、空床がなければ、他の地域で受入可能なところに転送しているというのが現状である。

Q 柳下委員

3 埼玉医大に以前に視察に行ったが、埼玉医大にかなり搬送があり、また、半分は東京に搬送しているという話であった。今の話の中でも、かなり東京依存しているとのことであった。

そういう面からも、総合周産期母子医療センターをもっと確保し、地域周産期母子医療センターも計画的に増やしていくためには、前提となる、医師の確保をきちんと行うことが重要だと思う。医師確保については、どのように取り組んでいくか。

A 医療整備課長

3 委員御指摘のとおり、周産期医療体制の整備は喫緊の課題だと考えている。平成28年度に、さいたま赤十字病院・県立小児医療センターが移転する中で、そうした機能を果たしてほしいと考えている。

地域周産期母子医療センターについては、現在、西埼玉中央病院の機能回復を目指すとともに、新生児医療ができる病院があれば指定して

いきたい。

一方で、何よりも難しく一番深刻な課題は、全国的に新生児医療を十分に担える医師の不足である。県全体で医師確保対策を進めて、できる限り必要な医療人材を確保して、医療の体制を整えていきたい。

Q 柳下委員

2 確認の意味で伺う。待機児童の解消の中でこの県基準が、2.5平方メートル／人に緩和されるとのことだが、原則は3.3平方メートル／人である。市町村の判断になるとのことだが、県としてはこの原則に基づいて指導していくとい

うことで取ってよいか。

A 子ども支援課長

2 待機児童が多くいる市については、保育所などの保育サービスの充実を、まず働き掛けていきたい。

しかし、県南地域は地価が高かったり、入所希望児童が一定地域に集中しているため、市の判断で2.5平方メートル／人まで緩和できるようにする。最終的には市が判断することになるが、実際の適用に当たっては、県としても川口市とよく相談していきたい。

5 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年10月11日

◆審査事項「大規模な自然災害への対応について」

Q 村岡正嗣委員

- 1 ゲリラ豪雨対策について、さいたま市と協議会を立ち上げたとのことだが、今後、ほかの市町村にも広げていくことが必要であると考えている。協議会設置の目標や進め方についてどう考えているか。また、さいたま市との協議会における調整の中身はどのようなものなのか。
- 2 調節池整備による河川改修のスピードアップについて、事例と効果について教えてほしい。
- 3 土砂災害防止対策について、地すべり箇所が110箇所あるが、これを防止することはなかなか大変だと思う。現在、対策を実施している所はあるのか。ある場合は、どのような方法で実施しているのか。
- 4 土砂災害警戒区域などの区域指定の要件はどのようなものか。また、区域指定されると土地利用等においてどのような規制がかかるのか。

A 河川砂防課長

- 1 取組を県内各地に広げて行くことは重要と考えている。現在、さいたま市とだけ協議会を行っているので、さらに連携のモデルとなる市町村を選定し、ノウハウを蓄積して取組を広げたい。また、早めにモデルとなる連携の市町村を選定していきたい。さいたま市と調整の中身については、事業の実施前、実施中、実施後の各段階において調整を図りながら、効果的な取組について検討している。例えば、市の下水道から河川に放流する場合は、河川の流下能力に見合った量を放流していただいているが、河川整備が完了しても昔のまま改善されていない場合やその構造に不具合がある場合があるので、改善するなどの調整を進めている。
- 2 現在、中川では、羽生市で発生している浸水被害を軽減するため、中手子林調節池を整備している。これにより上流の河道改修を進め、浸

- 水被害の軽減を図っている。また、青毛堀川では、鷲宮駅前で平成20年に大きな水害が発生したことから、調節池の整備を進めている。
- 3 地すべり対策工事については、皆野町やときがわ町などで行っている。地すべりを防止するためには地下水位を下げる必要があり、集水井や横ボーリングなどの対策を行っている。なお、民地で工事を実施する場合は用地買収を行い施工している。
 - 4 指定要件は、土砂災害防止法に基づき地形状況から決めている。また、規制については、土砂災害特別警戒区域に指定されると、特定の開発行為が許可制となり、建築物についても構造規制などがかかる。

Q 村岡委員

- 1 ゲリラ豪雨は、瞬間的に、かつ、大体5kmから10kmの限られた範囲で発生する。調節池の越流堤の高さについて再検討すべきと考えるが、いかがか。
- 2 ゲリラ豪雨では、一時的に水位が上がり、浄化槽の蓋が飛んだり、トイレの逆流などが発生したりする。市が対応すべきことであるとは思いますが、浄化槽の蓋の上に土のうを設置したり、トイレに水を入れたビニール袋を備えておくことで屋内浸水を防止できる。このような、ゲリラ豪雨による被害を防ぐ取組について、連絡調整会議等で市に情報提供することを検討してもらいたい。また、愛知の岡崎市では、平成20年に1時間当たり146mmの豪雨が降り、その経験を踏まえて道路にサイレン警報機を設置した所があるが、これについても市に提案することはできないのか。
- 3 先ほど、飯能市で土砂災害の防災訓練に6,000人参加したとの説明があったが、ほかにも民家が密集している所などは訓練を実施していくべきであると考えている。市との連携も含めて

どう考えているのか。

- 4 土砂災害警戒区域の指定の対象となる場所については、土地利用等について県全体で防災の観点からの対応が必要であると考えますが、都市計画上の防災の考え方について聞きたい。

A 河川砂防課長

- 1 越流堤の高さは、計画規模の降雨に対して設定している。越流堤を下げた場合、早い段階で洪水が調節地に流入し、計画している流量低減効果が得られないおそれがある。このため、慎重に考えて対応していきたい。
- 2 地域の状況に応じて対応が変わるので、市町村がきめ細かに対応することが基本となる。県で得るような情報があれば、いろいろな機会を活用し、市町村に情報提供していきたい。
- 3 土砂災害の防災訓練であるが、平成23年度は土砂災害警戒区域を指定した17市町村を対象に防災訓練を行ったが、平成24年度は土砂災害警戒情報の発令対象である市町村のうち41市町村が参加している。引き続き広く参加を呼び掛けていきたい。

A 都市計画課長

- 4 土地利用における現状の考え方としては、土砂災害警戒区域等災害のおそれのある区域については、市街化区域には編入しないこととしている。また、土砂災害特別警戒区域については、開発行為は許可しないこととしている。土砂災害警戒区域においても、開発許可を受けるためには、地盤の改良や排水施設の設置等安全を確保するための必要な対策を講じるものに限って許可することとしている。都市計画上、防災の観点は非常に重要である。平成23年度から都市計画法の手續については市町村に権限移譲さ

れた。市町村が決定するものも含め全ての都市計画が従うべき、いわばバイブルとも言える「都市計画区域の整備・開発・保全の方針」については知事が定めるが、現在防災の観点も盛り込むよう一斉見直しを進めているところである。

Q 村岡委員

土砂災害による被害を防止するためには、住民の避難対策を進めることが大事である。委員会視察で行った京都市市民防災センターにおいて土砂災害が発生するシミュレーションを体験したが、土砂災害が発生するタイミングを事前に把握する技術的知見を県はどの程度持っており、どのように情報発信しているのか。また、目視等によるのではなく、土砂災害の発生を未然にキャッチできる機械を設置している箇所はあるのか。

A 河川砂防課長

現状では、本県には土砂災害が発生するタイミングを正確に捉える知見はない。土砂災害の発生を事前に知らせるため、降雨強度や総雨量などを用いて、それらが発令基準を超えた場合に土砂災害警戒情報を発令しているが、土砂災害警戒情報を発令したからといって必ず土砂災害が発生する訳でもない。技術力や知見を高めるよう努めていきたい。

(意見・提言)

村岡委員

ゲリラ豪雨対策や内水氾濫対策については、是非、市町村との連携の強化を一層進めるとともに、河川・下水道の事業調整を行うために市町村との協議会の設置を更に広げること。

6 知事提出議案に対する反対討論

2012年10月15日

日本共産党の柳下礼子です。私は、日本共産党埼玉県議団を代表して、知事提出議案第91号議案、第93号議案ないし第96号議案及び第98号議案に対する反対討論を行います。

初めに、第91号議案「平成24年度埼玉県一般会計補正予算」についてです。

党県議団は、環境保全推進費や農業関連予算、警察関連予算等に反対するものではありませんが、ハローワーク特区推進事業費に反対いたします。

本事業は、ハローワーク浦和が本県に移管されているのと実質的に同じ状況をつくるハローワーク特区を、武蔵浦和ラムザタワーに開設しようとするものです。この事業には、まず特区を皮切りに、ハローワークの地方移管後、更に民間委託へと進むねらいがあると指摘します。現在、ハローワーク職員は、職業紹介事業と一体に企業への労働条件改善指導を行っていますが、これを民間に任せることはできません。さらに、民間委託によって、労働行政が保有する高度で膨大な個人情報に民間事業者がアクセスする可能性が生まれることは重大です。

よって、職業紹介事業を営利目的の民間人材ビジネスへ委ねることに道を開くハローワーク特区推進事業は容認できません。今早急に求められていることは、職業紹介事業の権限の所在の議論ではなく、県民に安定した雇用を保障するために、労働行政間の連携をより拡充させることであると強く申し上げます。

続いて、第93号議案「埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例」は、平和資料館の管理の一部に指定管理者制度を導入するための条例改定です。

平和資料館の目的は、県民に戦争の悲惨さ及び平和の尊さを伝えることにより、県民の平和に対する意識の高揚を図り、もって平和な社会の発展に寄与する、という極めて公益的なものです。よって、県が直営として責任を持って運営すべきと考

えるからです。

平和資料館には、御案内のように、毎年、戦争を知らない子供たちがたくさん訪れます。暗い防空壕の中に入り、警戒警報を体験し、検閲で黒く塗られたはがきも目で見て、最後の感想文では「戦争は二度と起こしてはならないと思いました」と、平和への決意を書いてくれます。このような教育啓蒙活動は、日本の平和な未来を保障する公益的な性格を持っています。来館者数の減少が問題になっていますが、この改善は、県として知事部局と教育部局が深く連携を図り知恵を絞るべきであり、民間事業者に委ねるべきではありません。保管されている日記や写真などの貴重な資料は、いずれも個人情報であり、公務員による公的な管理が行われるという信頼のもとに、県民より託されたものばかりです。民間事業者委託は、県民のこの信頼に背くものです。

また、県は、県民の意見を聞く場である平和資料館運営協議会に一切諮らずに、本条例案を議会に提出しました。これまで館の運営に協力してこられた県民の意見を無視するやり方は問題です。

よって、同条例案に反対するものです。

続いて、第94号議案「埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例」ですが、以下、反対理由について述べます。

第1に、あじさい館は、条例第1条にあるとおり、高齢者、障害者、母子家庭に対する福祉的施設であって、公的に運営すべきと考えるからです。これらの方たちのために宿泊料減免を行ってきましたが、本条例によってその制度は廃止されます。高齢者、母子、障害者など利用者に大変喜ばれてきた施設を、周辺にも低料金の宿泊施設ができたなどの理由で民間に譲渡することは許されません。

反対理由の第2は、設立から一貫して県に協力してきた地元飯能市民をはじめ、利用者が廃止に納得していないからです。飯能市は、あじさい館建設の際には、8億円以上の財政的負担も含めて

積極的に協力しており、県の運営存続を繰り返し要望してきました。現在、あじさい館では59人の飯能市民が雇用されていますが、地元説明会で県はこの人たちの継続雇用を明言しませんでした。現在、従業員の皆さんは大変な不安を与えています。これでは地元の納得は得られません。

奥武蔵あじさい館は、県民と市民の多額の税金を投入して1996年に建設されました。それを16年後に民間に譲渡するやり方にも、大変な問題があると指摘いたします。

次に、第95号議案「医療法施行条例」と第96号議案「埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例」は、関連しておりますので一括して討論いたします。

両議案は、昨年成立した地域主権改革一括法により、これまで国の政省令で定められてきた基準を条例で定めるものです。憲法25条には、国民には健康で文化的な最低限度の生活が保障されるとあり、その責任は国にあります。党県議団は、

病院等の設置基準や水道技術管理者の資格基準など、国民の医療、衛生に関わる基準等は、国によってナショナルミニマムが保障されるべきと考えます。地域主権改革は、地方の自由度拡大の名の下に、これを否定するものであり、認めるわけにはいきません。

したがって、両条例案には反対するものです。

第98号議案「埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例」ですが、特別支援学校の小中学校の教室について、現在は認められていない4階以上への設置を許すものです。本来、子供の安全を真剣に考慮するなら、障害のあるなしに関わらず、小中学校の校舎は、より低層で建築すべきです。ましてやこの条例改定は、避難のより困難な障害児の特別支援学校を高層階に設置することに道を開くものであり、絶対に認められません。

以上で反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

7 議員提出議案に対する反対討論

2012年10月15日

村岡正嗣県議 私は、日本共産党県議団を代表して、議員提出議案に対する反対討論を行います。

初めに、議第17号議案「尖閣諸島への不法上陸等及び中国における反日デモに関する意見書」についてです。

尖閣諸島問題では、先月、我が党は中国大使に面談し、中国政府に対して、日本への批判を暴力で表す行為は、いかなる理由であれ許されないこと、中国国民に自制を促し、日本人、日本企業、日本大使館の安全確保のために万全の措置をとること、繰り返される中国の監視船の日本の領海内への侵入などは、冷静な外交的解決に逆行するとして、強く自制を求めたところです。同時に、尖閣諸島の日本領有が歴史的にも国際法上も正当であるという我が党の一貫した主張も詳しく説明したところです。

尖閣諸島問題では、歴代の日本政府の対応も問題があります。「領土問題は存在しない」と繰り返すだけで、日本政府はこれまで中国政府に対して、尖閣諸島の領有の正当性について理を尽くして主張したことはありません。また、尖閣諸島は日清戦争の末期に日本が不法に盗み取ったという中国政府の見解にも、一度も反論を行っていません。反論を行うと、領土問題の存在を認めることになるとして日本の立場を主張できず、中国側の主張にも反論できないという自縄自縛に陥ってきたのです。

問題の解決に道を開くためには、この立場を改めて、日本の領有の正当性を堂々と主張すること、中国の国民を説得するぐらいのつもりで、日本政府が発信する必要があると考えます。そうした意味において、本案の中で、冷静かつ平和的な外交交渉での解決を求めるとした点は、道理にかなったものと考えます。

しかし、警備体制・方針を見直し、必要な法整備等を求めるとの主張については賛成できません。なぜなら、既に臨時国会において海上保安法の拡

充が与野党全会派の一致で図られているからです。更なる法整備や厳正な刑事手続は、両国の緊張を更に激化させかねないからです。こうした対応は、冷静かつ平和的な外交交渉での解決に、むしろ逆行するものとなることは明らかです。よって、本案には反対です。

議第19号議案「外国人、外国資本及び外国政府による土地取得に関する意見書」案ですが、現在、投資家による土地収奪などの問題があることは私たちも承知しております。ただ、この問題では、土地取得規制について様々な見解があり、国会においては各政党内部での議論が始まったばかりです。したがって、今これを県議会として採択することは時期尚早であり、賛成できません。

議第20号議案「国家秘密に関するスパイ防止法の1日も早い制定を求める意見書」案ですが、秘密保全のための法制について検討を行った政府の有識者会議の報告書では、秘密保全の対象を、軍事分野だけでなく外交や公共の安全及び秩序の維持といった分野にまで広げ、かつ重罰主義に立った内容となっています。これは、国民の知る権利をも脅かす重大なものであって、本意見書は、この報告に基づく危険な秘密保全法制定の動きを促進することとなることから、反対です。

議第21号議案「八ッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書」案ですが、党県議団は、計画の基本高水流量が過大であること、県の実績年間給水量が10年間で4,500万立方メートルも減少していることなどから、治水上も利水上も八ッ場ダムは不要と主張してきました。暫定水利権の不安定さについても、ダムの中止により暫定水利権から安定水利権に移行した事例も示して、政治的に解決すべきと提案しております。また、ダム周辺地域の地盤は極めてぜい弱であること、またダム水没地域で発見された世界的にも貴重な文化遺跡の保存という点からも、八ッ場ダム建設再開は撤回すべきと考え、本案には反対です。

議第24号議案「第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議」ですが、我が党は、オリンピックの開催そのものに反対するものではありません。しかし、今はそのときではないと考えます。

あの国難とも言うべき未曾有の大災害となった東日本大震災では、いまだに約33万人が避難生活を強いられ、被災者は日々の暮らしもまなり

ません。福島第1原発事故は収束にほど遠く、除染は始まったばかりです。ふるさとに帰れる見通しも立たず、被災者の苦悩は計り知れません。今必要なことは、被災者の支援や復興対策、原発事故対策に国を挙げて総力で取り組むことであって、今はオリンピック招致のときではないと考えます。よって、本案には反対です。

以上で討論を終わります。

8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属						中	
								鈴木(義)	大山	中村	森田	日下部			白土
第91号	平成24年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第92号	県の機関の請求によって出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例※	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	継続審査
第93号	埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第94号	埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第95号	医療法施行条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第96号	埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第97号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第98号	埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第99号	工事請負契約の締結について(東部機動センター(仮称)庁舎新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第100号	工事請負契約の締結について(東入間警察署庁舎新築工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決
第101号	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

※ ○継続審査に賛成

議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果			
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属						中		
								鈴木(義)	大山	中村	森田	日下部			白土	
議第13号	埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第14号	埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第15号	埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第16号	埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第17号	尖閣諸島への不法上陸等及び中国における反日デモに関する意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第18号	竹島における我が国の領有権の確認を求める意見書	○	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第19号	外国人、外国資本及び外国政府による土地取得に関する意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第20号	国家秘密に関するスパイ防止法の一日も早い制定を求める意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第21号	ハッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第22号	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第23号	登記の事務・権限の地方への移譲に反対する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第24号	第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第25号	議員派遣について（第12回都道府県議会議員研究交流大会）	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決
議第26号	議員派遣について（図書室委員会）	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原可	案決

懲罰

渋谷実議員に対する懲罰の件	○	×	○	×	○	○	○	○	○	欠	×	×	×	○	否決
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

※ 渋谷実議員に「公開の議場における陳謝」の懲罰を科すことに○賛成 ×反対

声明・談話

記者発表

2012年10月15日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

埼玉県議会9月定例会を終わって

一、9月定例会は平成24年度埼玉県一般会計補正予算、埼玉県平和資料館条例の一部改正条例、奥武蔵あじさい条例の廃止をする条例など10件の知事提出議案と中小企業振興条例などの議員提出議案を可決して、10月15日終了した。

一、柳下礼子県議は10月1日に本会議における一般質問を行った。独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院やさいたま赤十字病院の小児科医の退職をとりあげて本格的な医師確保対策を求めた。柳下県議は人口あたりの医師数が全国最低であることが、周産期や小児科などの危機的状況を生んでいるとして国に対して医学部新設要望をあげるよう求めたが、上田知事は「埼玉の医師の総数は全国8位。またこの間の増加率は全国3位」などと、人口あたりの医師数を直視しようとせず、国への要望を拒否した。県立小児医療センターの移転問題について、岩槻区や蓮田市の地権者の思いも紹介し、「どんな医療機関も地域の中で成長発展する」として地域医療を守る立場から移転を撤回するよう求めた柳下県議に対して、知事は「県立小児医療センターは県内全域を対象に3次医療を提供する医療機関です」として移転を撤回する考えはないと答えた。一方質問の同日、さいたま市議会では「岩槻区自治会連合会ははじめ患者家族等の意向を踏まえ、埼玉県その他の関係機関に対して誠実な対応を要請していくことを市長において行うよう求める」決議が全会一致で行われた。

一、党県議団は知事提出議案の第91号議案「平成24年度埼玉県一般会計補正予算」について、環境保全推進費や農業関連予算、警察関連予算に反対するものではないが、ハローワーク特区推進費について、この事業はまず特区を皮切りに、ハローワークの地方移管後、さらに民間委託へと進む狙いがあるとして反対した。また第93号議案「埼玉県平和資料館条例の一部改正条例」は同館に指定管理者制度を導入できるようにするものであり、「県民に戦争の悲惨さ及び平和の尊さを伝えることにより、県民の平和に対する意識の高揚を図り、もって平和な社会の発展に寄与する」という同館の公益的な目的の実現のためには県が責任を持つべきだという立場から反対した。また、第94号議案「奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例」は、高齢者・障害者・母子家庭のための福祉施設であって、公的に運営すべきであり、地元飯能市民の継続雇用も担保されておらず、地元の納得を得られていないとして反対した。第98号議案「埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について、子供の安全を考慮するなら、小中学校の校舎はより低層で建築すべきであり、まして避難の困難な障害児の特別支援学校を4階以上の高層階に設置することに道を開くとして同議案に反対した。

一、埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例が自民党によって提出された。党県議団は一貫して条例制定を主張し、積極的な努力をしており、今回中小企業を取り巻く環境の変化等に対応して、より効果的な中小企業振興を図るとした条例の改正は、時機にかなったものとして賛成した。

県産ブランド米「彩のかがやき」の高温障害が広がっている。県は環境農林委員会の場で10月5日現在で「彩のかがやき」の約半数が規格外とされていると報告した。柳下礼子県議は同委員会で農林振興センターの農業普及員の体制強化も求め、この問題の個別対策を急ぐよう求めた。

一、地方自治法の改正に伴う関係条例の改正が求められている。これまで県政調査費について「調査・研究」に交付の目的をしぼってきたものを「その他の活動」まで拡大可能とする法改正には国民の批判が集中している。党県議団は、条例改正にあたっては、議会の全ての議員に直接かかわる重要な事項であり、県民の関心が高い問題については、一部の会派の参加による私的な研究会ではなく、特別委員会や全会派参加の研究会で、民主的かつ慎重な審議を行うよう9月24日県議会議長に強く申し入れた。

一、10月5日「渋谷実議員に対する懲罰の動議」が民主党より提出された。前日に同議員が行った一般質問の内容は、同議員の秘書がかかわる特定の法人についての私憤を質問の主題としており、「われわれは県民の代表として県民全体の利益の実現を目指して行動することを本旨と」する県議会議員政治倫理綱領に反しており、議会の品位を汚すものである。したがって定例会最終日同動議について、党県議団は賛成したが、自民、公明らによって否決された。

以上

要望・申し入れ・談話

2012年7月9日

厚生労働大臣
小宮山洋子 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

求職者支援制度についての申し入れ

国の求職者支援制度は、雇用保険を受給できない失業者に対して無料の職業訓練を実施する制度であり、一定の支給要件を満たす場合職業訓練受講給付金が支給されます。

近年この職業訓練の受講生から日本共産党への生活相談がたびたび寄せられております。

寄せられる相談の特徴の第1は、訓練校のずさんで不適切な対応についてです。訓練講座の中でパワーハラスメントを受けた、学校から出席要件についての正確な説明を受けられず給付金が不支給となったなど、中には他の訓練生には課せられない大量のレポート作成をもとめられるなど悪質な嫌がらせもみられます。相談窓口の埼玉職業訓練センターに通報しても、当事者どうしを仲介するだけで十分な監督指導責任を果たしておりません。訓練校の認定に慎重を期すると同時に、訓練生の苦情に対して迅速に調査し、指導監督を行うべきです。

第2は、労働局による受講生の事情を無視した機械的な処分についてです。ある訓練生は、訓練を孫請けに丸投げしていた訓練実施校の突然の認定取り消しによって、6ヶ月間の訓練を5ヶ月半受講した段階で打ち切られました。このため、この方は別の学校でまた6ヶ月受講せざるを得なくなり、生活が維持できずに訓練を断念しました。やはり訓練校の認定は慎重を期するべきであり、認定を取り消す場合も訓練生の利益は最大限保護されるべきです。

また、やむをえない遅刻であっても文書で証明できなかったために1ヶ月分の給付金を不支給とされた訓練生もいます。給付金は生活の支えであり、不支給処分決定はできる限り抑制的に行われるべきです。

求職者支援訓練は、真剣に就職や技能向上を願っている青年やシングルマザーが受講しています。その訓練が学校の不適切な対応や機械的な処分によって、中断されてしまうことは非常に残念です。このような状況から制度そのものの改善がなければ今後も同様の事例が跡を絶たないと考えております。したがって、以下の諸点を強く申し入れます。

- 一、求職者訓練の実施機関の認定の際には、訓練計画の内容や実施機関の実績などを精査し慎重を期すること。
- 一、訓練実施状況を丁寧に把握し、訓練生からの苦情や告発について迅速に丁寧に対応するよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を指導すること。
- 一、やむをえず訓練実施機関の認定取り消しなどを行う場合、受講生の利益を最優先に保護すること。
- 一、職業訓練受講給付金不支給決定は慎重を期すること。

以上

2012年9月24日

埼玉県議会議長
小島 信昭 様

社会民主党 佐藤 征治郎
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

地方自治法の一部改正に伴う条例改正について

地方自治法の一部改正によって、地方議会の会期や議会運営、政務活動費などの事項について県条例の改正が求められております。これは、議会の全ての議員に直接かかわる重要な事項であり、この条例改正にあたっては全ての会派の参加による議論が必要だと考えます。

とりわけ本法の改正の中には、政務活動費の交付目的について「議員の調査研究」に限定していた記述に「その他の活動」を付け加える内容があります。この改正によって、政務活動費が、議員の調査活動を越えた政治活動まで使用されるのではないかとの危惧の声が法律審議中から国民から表明されてきました。本県議会にも、この点を危惧する県民より、条例の審議にあたり県民の声を取り入れ、県民の理解を得られるよう配慮を求める請願が提出される予定です。

また、法改正によって議長には政務活動費の使途透明性を図る努力義務が設けられます。本県の県政調査費の調査費や会議費の中の、会派の判断によって非公開とできる点について県民の批判をうけてきたことは、今更指摘するまでもありません。条例改正にあたっては、この点にも十分な議論が必要とされます。

したがって条例改正の過程においては、全会派の参加による公開の場で、閉会中審議も視野に入れ丁寧に議論を重ねるべきだと考えます。議長におかれましては、一部の会派の参加による私的な研究会ではなく、特別委員会や全会派参加の研究会で、民主的かつ慎重な審議を行うよう強く申し入れます。

以上

県政資料・第114号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2012年 9月定例会県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp